

第22期第31回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月20日（金） 14時00分から13時12分まで
2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「桜」
3 出席委員 木下清、澳本健也、間可征善、畠中悠、小笠原利幸、浦尻和伸、
前田嘉広、柴田孝夫、蔭山純由、中澤芳江、石田実、益本俊郎、
川竹佳子（計13名）
欠席委員 なし
署名委員 畠中悠、中澤芳江
県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、占部主幹、渡邊主査

4 審議事項

- 第1号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について
第2号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について
第3号議案 うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について

5 報告事項

- (1) 令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について
(2) 「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会」の結果について

6 議事内容

飯田事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第31回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まずははじめに、資料の追加がございます。第1号議案の資料1、報告事項1の資料4、報告事項2の資料5の計3部ございますのでご確認をお願いします。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

木下会長 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長さんから、ご挨拶をお願いします。

西山副部長 みなさん、こんにちは。水産振興部の西山でございます。
本来であれば部長の濱田が来てご挨拶申し上げるところでございますけれども、昨日から県議会が開会しましてその対応にあたっていまして、出席がかないませんでしたので、私が代わりまして開会の挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、残暑厳しい折、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、議案が3件、報告事項が2件でございます。

第1号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第2号議案は「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」この3つにつきましては、うなぎ稚魚の知事許可漁業における取扱等の変更についてお諮りするものでございます。これらの変更の内容については、内水面漁業、海面漁業、養鰻の関係の方々、取締り機関の関係者との意見交換などを踏まえて検討したもので、主に違法採捕行為や非正規流通の防止をこの2点を大きな目的として制度の見直しを図ろうとするものです。

なお、9月10日付で水産庁長官名でうなぎ稚魚漁業許可の運用に関する技術的助言の文書が発出されておりますが、この文書の内容にも今回の見直しは沿ったものであることを申し添えいたします。

報告事項の一つ目の「令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」は、くろまぐろの漁獲可能量、TACについて、高知県資源管理方針と高知県内融通取扱要領に基づき漁獲可能量を変更をおこなったため、その結果をご報告するものでございます。

報告事項の二つ目の「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会」の結果について」は、本年の7月に開催されましたWCPFC北小委員会では、太平洋くろまぐろの小型魚10%、大型魚50%の漁獲枠の増枠に合意されましたので、その結果等についてご報告するものでございます。

詳細については、それぞれ後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の出欠の報告ですが、本日につきましては、委員全員に出席いただいております。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、畠中委員と、中澤委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」は関連していますので、一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。第1号議案の「う

なぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第2号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第3号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」は内容が一部重複していますので、まとめてご説明をさせていただきます。

それでは資料1をお手元にご準備ください。第1号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」ご説明します。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

6高漁管第493号。令和6年9月9日。高知海区漁業調整委員会 会長
木下 清 様。高知県知事 濱田 省司。うなぎ稚魚漁業の許可方針について、高知県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

まず、資料1の構成につきまして、ご説明いたします。

資料1の1が許可方針の案、資料1の2が許可方針の新旧対照表、資料1の3が許可方針の変更の概要、本日配布させていただきました資料1の追加資料となっております。

資料1の3をご準備ください。2ページをご覧ください。

まず、許可方針の変更の概要についてご説明する前に、令和5年度、前年度のうなぎ稚魚漁業の実績についてご説明をさせていただきます。

前年度の漁期については令和6年1月1日から3月31日となっており、2つめの丸の許可数の表を見てください。許可数については、上限が操業地区44地区に許可数が115件、従事者数が2,477人となっていましたが、実際に許可した件数は44地区に45件、従事者が2,441人でした。

3つめの丸の採捕量、集荷量、販売量の表を見てください。左の採捕量については1月から3月までの合計は205.4kgとなっており、採捕量上限の600.3kgには達しておりません。そのため、前年度の漁期に採捕停止を発出するようなことはありませんでした。

過去の採捕量の推移を左下図に示しております、前年度の採捕量は205kgで、過去5年平均より多いという状況でした。

次に右下の枠囲みをご覧ください。違法採捕等の状況についてですが、令和5年12月1日にシラスウナギが特定水産動植物に指定され、厳罰化となったにもかかわらず、12月以降も依然として違法採捕、非正規流通の通報が多数寄せられ、検挙される事案も発生しております。通報内容としては、漁業従事者でない者の採捕であったり、集出荷する者が別の操業区域や別の許可者の漁業従事者から集荷したり、漁期以外の採捕をしたりという内容でした。

次に、3ページをご覧ください。

こちらは昨年度から許可漁業化しましたうなぎ稚魚漁業の許可の概略となっております。左上の1の令和5年度の知事許可漁業への移行と令和

6年度の方針についてを見てください。

令和5年12月1日にシラスウナギが特定水産動植物に指定され、採捕が可能な場合は、許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合となっております。そのため、昨年度の令和5年度にシラスウナギの採捕を特別採捕許可から知事許可漁業に移行しました。

令和6年度は、昨年度に策定した許可方針等を違法採捕及び非正規流通の防止の観点から見直しを行うこととしております。

2のうなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給をご覧ください。許可を受けようとする者は実際にシラスウナギを採捕する人である「漁業従事者」と採捕したシラスウナギを集荷する「集出荷する者」を構えていただき、高知県に許可申請をしていただきます。

①の許可の申請については、「県内に住所を有する個人又は法人」、「操業区域の漁業権者の同意」、「操業区域に隣接する内水面漁協の同意」を全て満たした者となります。

②の許可の発給については、操業区域ごとの許可すべき数に応じて許可することになります。許可すべき数の上限を上回る申請があった場合には「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定していきます。基準の優先順位についてですが、更新する者が優先される内容となっております。

右四角の3のうなぎ稚魚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売をご覧ください。こちらは実際のシラスウナギのながれを示しています。漁業従事者が採捕したシラスウナギは集出荷する者が集荷し、許可を受けた者が県内外の養鰻事業者に販売します。採捕量、集荷量、販売量は全て県に報告するようになっております。また、県ではこの報告が正しく報告されているかを立ち入り検査を実施することもあり、前年度では複数件の検査を実施しております。以上が、前年度に策定したうなぎ稚魚漁業の許可の概略となっております。

次に、最後の8ページをご覧ください。

こちらはうなぎ稚魚漁業のスケジュールとなっております。令和6年6月までに昨年度の漁期の取締機関や関係者の意見をお聞ききしたうえで、許可制度の課題抽出を行い、令和6年度の許可方針の素案を作成しました。令和6年8月9日に令和6年度許可方針見直しに係る意見交換会としまして、内水面、海面、養鰻の関係者、令和5年度の許可を受けた者等との意見交換をしました。意見交換では、違法採捕と非正規流通の防止、うなぎ資源を増やす取組についてのご意見をいただきました。次に意見交換を踏まえて許可方針の案を作成しまして、内水面漁連組合長会での説明を行いました。その会でも、違法採捕と非正規流通の防止、うなぎ資源を増やす取組についてのご意見をいただきました。さらに、許可方針と基準の

案については、令和6年8月20日から同年9月8日までの20日間に意見公募、パブリックコメントを行いました。この意見公募の結果と回答についてご説明いたします。

本日の資料1追加資料の1ページをご覧ください。

提出された意見は1名から1件で、内容は操業区域の見直しに関するものでした。ご意見についてですが、「漁業者の高齢化や他漁業の収入が減少しており、うなぎ稚魚漁業の操業区域を拡大させ、シラスウナギの漁獲量を増やすことで、漁師の収入を増やしたい。」とのご意見でした。これについて、県の回答の案としまして、「操業区域の変更にあたっては、資源への影響及び漁業調整上の問題がないかなどを確認のうえ、検討することが必要となります。うなぎ稚魚漁業は昨年度に許可漁業化したものですので、漁獲量を増やす理由のみで、短期間で区域を変更することは適切と言えず、今後、複数年間のうなぎ資源や漁業、取締りの状況などを踏まえて変更が必要であれば、操業区域の変更を含めて検討するべきものと考えております。

なお、今回の許可方針の変更にあたっては、漁業取締りに支障がある区域を整理するために、一部操業区域を見直しています。」

意見公募の結果と回答の案をご説明をさせていただきました。

資料1-3の8ページのスケジュールにお戻りください。意見交換会と意見公募を踏まえまして、許可方針、許可の基準、制限措置の変更案を作成しまして、本日、海区漁業調整委員会に諮問させていただきます。

1ページにお戻りください。令和6年度の許可方針の変更についてご説明させていただきます。まずは、許可方針の主要な部分については変更しておりません。

変更していない主要な部分についてですが、採捕量の上限は県内採捕量600.3kg、国全体で21.7トンとなっており、漁業時期は1月1日から3月31日までの約90日間、操業区域は44地区、許可数の上限は115件、報告徴収は漁業法176条に基づく罰則付きの報告義務となっており、これについては変更しません。

次に、主な変更点について、下の表に示しております、左が変更内容、右がその理由となっております。

まず、①としまして、漁業従事者数の上限を2,477人から2,441人に削減します。理由は適切な管理のため前年度実績を上限としています。②としまして、前年度に許可を受けた者が更新する場合の漁業従事者数の優先的な割当てを規定します。理由は他の知事許可漁業と同様に、許可を受けた者が継続して漁業を営めるようにするためです。

①と②の詳細について説明しますので、4ページをご覧ください。

①の漁業従事者数の上限については、従事者が多く、より一層の適正な

操業、漁業管理を行っていく必要があり、前年度の漁業従事者数の実績を上限とするようにしております。右の表の枠囲みした奈半利、深浦、片島の操業区域の漁業従事者数が減っています。

下の②の漁業従事者の割当てについては、前年に許可を受けた者が改めて申請する場合には、前年の漁業従事者数を上限とし、漁業従事者数を優先して割り当てます。具体的には、下の左枠囲みに示すように、従事者の上限 12 人の区域について、申請者 A と B がそれぞれ申請従事者数を 11 人と 5 人を申請したとき、申請者 A が前年度、従事者数 12 人で許可されている場合には、申請者 A に優先的に 11 人が割当てられ、残り 1 人が申請 B に割り当てられます。

1 ページにお戻りください。

次に③としまして、漁業従事者証を廃止し、標識の腕章又は旗のみの運用に変更します。漁業従事者証は水濡れ等により破損しやすいため廃止し、標識のみの運用とします。

③の詳細について説明しますので、5 ページをご覧ください。

県が発行していた漁業従事者証を廃止し、操業時は許可を受けた者が発行する標識のみを着用するものとします。右の図のように令和 5 年度までは、従事者証と標識の両方を必ず携帯し、シラスウナギを採捕する規定でしたが、令和 6 年度は標識のみ携帯して採捕するものとします。これは漁業従事者証を廃止しても、標識の着用のみで漁業従事者であることが識別可能であるためです。また、漁業従事者証の携帯規定の廃止について多くの従事者から意見があり、それに対応するものになります。ただし、左下の変更理由の 2 にありますように、標識が漁業従事者を唯一識別するためのものであることから、偽造による違法採捕が横行する可能性があるため、標識の複写、貸与、譲渡を禁止します。

さらに、標識の偽造防止と標識で漁業従事者の本人確認ができるように、右下の図に示すように、標識には「うなぎ稚魚漁業許可」、「許可を受けた者の氏名」、「年度」、「漁業時期」、「操業区域」、「漁業従事者の氏名」、「漁業従事者番号」を記載し、「漁業従事者の写真」を付けることを規定します。標識については実物を県漁業管理課に 1 部提出していただきます。

また、船舶を使用する場合には標識を旗にすることとし、これは取締機関が船舶で採捕する漁業従事者を速やかに確認できるようにするために変更するものです。

1 ページにお戻りください。

次に、④としまして、漁業従事者が操業区域や条件を確認するための書類を新たに追加します。これは漁業従事者証を廃止するためです。⑤としましては、御畠瀬地区の操業区域を一部変更します。これは、漁業取締り

を円滑に行うためです。

④と⑤の詳細について説明しますので、6ページをご覧ください。

④についてですが、漁業従事者証の廃止に伴い、確認書を新たに追加します。確認書には漁業従事者がシラスウナギの採捕ができる、使用船舶、操業区域、漁業時期、条件などが記載されており、漁業従事者がそれを確認するための書類となっております。これらの内容については、漁業従事者証に全て記載していましたが、従事者証が廃止となるため、これらを確認するための書類、確認書を新たに追加することとしています。確認書については携帯の必要はありません。

次に⑤としまして、御畠瀬地区を浦戸1地区と同じ地区に変更します。これについては、右下の図に示すように、浦戸湾の外海が区域として、浦戸1地区では認められており、御畠瀬地区で認められていません。それ以外の区域は浦戸1地区と御畠瀬地区は同一となっております。そのため、この外海の区域は、操業できる者とできない者が周辺区域で混在しており、取締り上、支障をきたしていました。これについて対応するため、御畠瀬地区を浦戸1地区と同一区域に変更することとしています。

1ページにお戻りください。

次に、⑥としまして、前年度に許可を受けていた者を優先して許可をすることとしていますが、採捕報告を正しく行わなかった場合には翌年度の許可申請を新規扱いとすることを規定します。これは、採捕報告の履行を徹底するためです。

⑥の詳細について説明しますので、7ページをご覧ください。

内容についてですが、許可を受けようとする者、申請者が告示数の上限を超えて申請した場合、許可の基準により、申請者を優先順位付けし、許可を受ける者を決定します。その許可の基準についてですが、前年に許可を受けた者が改めて申請したとき、つまり更新する者は、他の申請者に優先して許可を行うことが規定されています。また、更新する者以外の申請者、新規申請者は別に定めた要件で優先順位付けし、決まらなければくじ引きとなっております。

許可の基準について、前年に漁業法176条第1項の規定に基づく報告、採捕量等の報告を正しく行わなかった場合には、更新者であっても新規申請者と同一の扱いとすることを規定します。採捕量等の報告を正しく行わなかった者が、更新する者として優先的に許可を受けることは、適切でないため、新規申請者と同一の扱いとすることとします。

1ページにお戻りください。

次に、⑦としまして、3年間の漁獲実績がない許可区域は廃止します。これは適正な漁業管理を行うためです。

⑧としまして、漁業従事者及び集出荷する者の欠格事項を追加します。

欠格事項については現在、違法採捕した場合のみとなっておりますが、それに追加を行います。漁業監督吏員及び漁業法第176条の検査の拒否等をした場合、届出されていない操業区域又は契約していない許可者の漁業従事者からの集荷をした場合を欠格事項として追加します。これらについては、違法採捕、非正規流通を抑制するために、変更するものとなります。以上が、前年度からの主な変更点となります。

次に第2号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について、ご説明しますので、資料2をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

6高漁管第493号。高知県海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和6年9月9日。高知県知事 濱田 省司。

2ページをご覧ください。2から3ページまでが制限措置の変更の告示案となっております。

4から7ページが新旧対照表となっており、4ページをご覧ください。左が新、右が旧となっており、変更点は下線を引いております。

制限措置の内容は、うなぎ稚魚漁業の許可方針の第5条に掲げる漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、操業区域ごとの許可すべき漁業者の数、漁業を営む者の資格となっております。これらの内容は許可方針と同一のものですので、許可方針に変更があった場合に、制限措置の内容も同様に変更いたします。制限措置の変更内容については、さきほど許可方針の変更でご説明したとおりですので、ご説明を省略させていただきます。

4ページの左下の許可を申請すべき期間について、ご覧ください。制限措置に許可申請期間もいれて告示しますので、許可申請期間を令和6年10月7日から同年11月7日とします。以上、制限措置についてのご説明をさせていただきました。

次に第3号議案のうなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について、ご説明しますので、資料3をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

6高漁管第493号。高知県海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第11条第5項の規定により、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を変更したいので、諮問します。令和6年9月9日。高知県知事 濱田 省司。

2ページをご覧ください。

2から4ページまでが許可の基準の変更案となっております。5ページから7ページが新旧対照表となっております。6ページをご覧ください。

左が新で、右が旧となっております。許可の基準は許可をすべき漁業者

の数を超える申請があった場合に、この基準により、申請者を順位付けして、許可をする者を決めます。この許可の基準の内容については、さきほどの許可方針の変更についてでご説明をさせていただきました。第5条の優先順位について、下線部をみてください。前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うことが規定されていますが、この部分に漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかった者を除くことを規定します。詳細については、先ほどご説明しましたので、ご説明を省略いたします。

最後に、今後のスケジュールの案についてご説明します。資料1－3の8ページ、最後のページをご覧ください。

中ほどをご覧ください。9月19日に内水面漁場管理委員会、9月20日に海区漁業調整委員会に許可方針、許可基準、制限措置の変更案を諮問し、答申をいただいたら、許可方針、許可の基準を変更し、制限措置の変更と申請期間を告示します。先ほどご説明しましたが、申請期間は10月7日から11月7日の間を予定しており、10月8日には「うなぎ稚魚漁業の許可申請の手続きに係る説明会」を開催する予定です。審査期間は11月8日から12月1日頃で、12月2日頃には許可を受ける者を決定します。そして、令和7年1月1日から令和6年度の漁が開始となる予定です。

最後に、これらについては本日、ご答申をいただきしたら、制限措置については県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願ひいたします。

資料1追加資料をご覧ください。2ページをみてください。水産庁からの技術的助言である「令和7年漁期におけるうなぎの持続的利用のための資源管理の推進について」を参考資料として2～10ページについております。

3ページをみてください。(1)の流通適正化について、ということで、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、水産流通適正化法に令和7年12月1日から「うなぎ稚魚 全長13センチメートル以下のうなぎ」が適用されます。このこと以外、水産庁の技術的助言に前年度からの変更は特段ございませんでした。

以上で第1号議案、第2号議案、第3号議案についてのご説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

澳本会長代理

運用について反対するものではありませんが、採捕従事者の数が去年から36人減って2,441人となるとのことでした。その減った人数を他の区

域に振り返るといった運用を検討すべきだと思いますが、そのあたりをどう考えていますか。

木村次長

漁業従事者の減少についてでございますけど、パブリックコメントでも操業区域の拡大をしたいという話がございました。この回答と同じ考えですけれど資源への影響や漁業調整上問題ないかを確認した上で検討することが必要で、うなぎ稚魚漁業は昨年度許可に移行したばかりなので、やはり一定期間様子をみて大丈夫となればそういった採捕従事者の振り動かしなども必要かと考えています。ただし、厳罰化されたものの、まだ違法操業は続いており、高知県全体では漁業従事者の人数は多いという感触ですので、そういったことも踏まえて、一定期間をおいて検討していくと考えています。

澳本会長代理

高齢者が増えてきていますので、行きたくてもいけない。一方で違う地区で採捕従事者数が少なくていけないといった状況もあるので、そういうこと融通の取扱いについてはルール化した方が、今後、採捕数量の減少などの対応にもなると思うので、検討していただきたいと思います。

浜渦課長

先ほどチーフが説明したとおり、複数年様子を見る中で、こっちは採捕人が多すぎるのではないか、少なすぎるのではないかというのが2、3年経ったらある程度見えてくると思いますので、資源や漁業秩序も確認しながら検討していきたいと考えています。

澳本会長代理

令和5年度の許可のときに漁船登録をしました。そのときに漁協の組合員でない者の漁船登録をしています。許可の期間は1年ということですが、漁船登録にはしらすうなぎ漁業というのが載っていますよね。それが1年で切れるのではなくて漁船登録上ずっと残っています。その考え方を教えてください。それから、漁協の組合員でない者の漁船の検認をどこが受けるのか、その点を教えてください。

木村チーフ

漁船の担当が出席していないので、基本的な考えになりますが、1年のうちうなぎ稚魚漁業を3か月営んでいるということで、それ以外の期間やらないことをもって漁船登録からはずすということはないです。一定期間、2、3年許可もとれずやっていないのであれば、登録からしらすうなぎを外していく、漁船として使用していないのであれば漁船登録を抹消していくという考えになろうかと思います。

漁船登録の更新に関しましては、組合員でないからといってできないということではなく、直接漁業者個人に通知するなどして検認していくことに

- なると思います。
- 澳本会長代理 それでは、漁協の組合員でない者は、県から直接その者に連絡して検認の通知をするということでしょうか。
- 浜渦課長 うなぎ稚魚漁業以外でも漁協に属さずに釣りなどをしておられる方で、継続して漁船登録をされている方が一定おられます。そういう方についても基準を決めまして、その方と直接やりとりをしながら検認をやっております。
- 浦尻委員 例えば、すぐも湾漁協が許可を持って1年やりました。漁業従事者がたくさんいます。漁業従事者がちゃんと報告せずによそにこっそり売ったのが後で発覚した場合、すぐも湾漁協は翌年の申請において新規扱いになるということですか。
- 占部主幹 正しく報告を行わなかった場合は、許可を受けた者に対するものとなります。その者の漁業従事者が正確に報告せずに、許可を受けた者が県に正確に報告していない場合は、許可を受けた者に対してそうした扱いが適用されます。
- 浦尻委員 わかりました。厳しいですが、今の許可のやり方ではまだ隙間があると思います。
- 浜渦課長 説明の中でもありました集出荷を行う者についても、昨年数値的におかしい部分があり、ちゃんと報告しているのかというところに何件か調査に入りました。そういうところで適正に採捕報告をしていただくように、今年度も積極的に調査に入って適正な運用がなされるように取り組んでいきたいと考えています。
- 浦尻委員 もう一つ。罰則を教えて。
- 浜渦課長 厳罰化されて特定水産動植物に指定され、許可に基づかず採捕した場合は、最高で懲役3年、3千万円の罰金若しくは両方が併科される。また、もし漁業従事者が違反をしたときに、許可を受けた者がきっちり指導をしていなければ、許可を受けた者も両罰規定が適用される可能性もあります。
- 浦尻委員 漁業従事者が許可を受けた者にしていくが、採ったシラスウナギの半

分を他の者に渡すと、これは3千万円の対象となるのか。

浜渦課長

採捕についての部分の違反ですので、例えば、漁業従事者が採捕して許可を受けた者の集荷人以外に売りましたという部分につきましては、流通適性化法がまだ適用されませんので罰則がかからないという形になりますが、漁業の許可を受けたものとの契約中で業務を行っていますので、許可を受けた者との契約違反となる可能性があります。

益本委員

先ほど質問があった漁業従事者の数で、資源保護の観点で考えなければいけないということがよくわからなかったんですけれども、現段階で採捕量の上限に比べて採捕量が少ない。ということは、資源としてはまだ採れるのではないかと考えると、数をそれほど限定しなくてもいいんじゃないかと考えられるがいかがでしょうか。

浜渦課長

漁獲量だけをみるとそうした捉え方もできますが、高知県沿岸で2,500人を適切に管理できるかというところをみると、まだ多いんじゃないかという風に感じております。我々も取締りに同行することもありますが、人が多い仁淀川や四万十川の河口の区域にいきますと、許可を持っている者なのか、許可を持っていない者なのか、そこの見極めも人が多すぎて区別が難しい。その中で今年検挙した者の中には偽造の腕章を付けて操業するなど、こうしたことでも横行しているような状況もありますので、漁獲量、資源量などもみながら適切に漁業の管理ができるような数にもっていきたいという考え方でございます。

益本委員

おっしゃっていることは非常にわかるし、現実的に色々な問題があることもわかるんですけど、数を調整するのは漁獲量を調整するためにするんですよね。数を調整するのが目的ではなくて、漁獲量を適正にしようとするのが目的であれば腑に落ちない。中々難しいと思いますけど。

浜渦課長

漁獲量をどういう項目で制限していくかというと、期間で縛っていく。漁業従事者でも縛っていく。それから、区域でも縛っていくという形になりますけど、こうした複合的な項目で制限をかけていく。しかし、今の資源状態で見ると、この人数で漁獲量が少ないという捉え方になるのか、人々来遊する資源が減っている中で、今の漁業従事者数が適正なのかという見方になります。ただ、漁獲を管理していくという部分、取締りの部分もみますと2,500人という数はまだちょっと多いのではないかと考えています。

益本委員

資料1の3の2ページにあるうなぎ稚魚の採捕量ですけど、上限600kgの上限はここまで採れるという意味でしょうか。

浜渦課長

国の元々の考え方は、資源を管理するときに何をもって管理をするかは養鰻の池入れ数量で管理をする。全体で21.7トンで管理をして、出口で管理をするので、採捕する部分にはキャップをかけなくてもいいというのが国の考えです。ただし、そういうことをされると、例えば高知県しか来遊が来なかつたとすると高知県の魚はほとんど採られてしまう。川へっていくシラスウナギがほとんどなくなってしまう。河川の資源のことも考えると一定のキャップはかけていくべきであろうと考えると、なんらかの数値によって漁獲上限として決めていこうと。その根拠の数値として日本全体で21.7トンのキャップがかけられている。そのうち、高知県の池入れが600kgで制限されています。国も制限をかけるのであれば一定根拠のある数値で制限をかけてくださいと言っていますので、資源の状態を勘案してこれくらいキャップをしますというデータがありませんので、キャップをかける根拠として県内の池入れ量でキャップをかけるというのが現在の考え方でございます。

益本委員

わかりました。もう一つですが、追加資料の6ページに異種ウナギのことが書いてありますが、異種ウナギは増殖することが禁止されているわけではないですか。

浜渦課長

養殖は可能ですが、第五種共同漁業権の増殖行為対象とはならない。放流するのは駄目。養殖は一定できますが、流出防止措置などを一定とて、天然に資源がまかれないように気を付けてやってくださいということになります。

西山副部長

補足させていただきます。昭和40年代から50年代にシラスウナギが高値になったときがありまして、日本の養鰻業者がヨーロッパ産の異種ウナギですが、養鰻用に試験的に導入することが相次ぎました。それが壁を上るなどの力が強かった種類だったので、脱走が相次いで河川でヨーロッパウナギが漁獲されるという事態が発生して、生態系への影響があるんじゃないかなということで、ニホンウナギに比べて獰猛な性質をもっていますので、危ないんじゃないかなという生態的なことについて議論が惹起されたことがございます。その続きにある議論であると理解しております。最近、シラスウナギが高騰している関係もあり、ヨーロッパウナギは輸出禁止になっていますが、アメリカ産のウナギや東南アジアのオオウナギ仲間のウナギの仲間が試験的に養殖されるために日本に輸入されている事例がご

ざいまして、それが一部放流に回っているんじやないかという事案があつて、過去のヨーロッパウナギの轍を踏むことがあってはいけない、日本の河川の生態系を攪乱することがあってはいけないということを踏んだ指導であるという風に考えています。

益本委員

気を付けて逃げないようにやってくださいということだけでいいのですか。逃げる危険性はないですか。これに対して何らかの予防措置をとるということはないんですか。

占部主幹

異種ウナギの養殖は、ニホンウナギの養殖と同様に水産庁の許可を取る必要があります。異種ウナギの許可を取る必要がありますし、異種ウナギの池入れ割当量も全て決まってまして、許可で管理されております。

渕本委員

許可の申請者が県内に住所を有する個人又は法人となっているが、昨年、個人で許可を取った者はいるのかいないのかを聞きたい。それから、3年間連続して実績がない区域については、廃止するものということになるが、そうなりそうな区域はありますか。また、操業区域が廃止になった場合に漁業従事者がまた減ることになるが、その対応をどうするのかお聞きしたい。

木村次長

まず、個人で許可を受けた者がいるかどうかということですが、2件ございます。個人が代表となって、漁業従事者をかまえて操業するという形です。2点目の3年間実績のない区域の関連ですが、昨年は1つの区域で実績がないところがございました。この区域あと2年間実績がなければその区域を削除するということになります。3点目に関しましては、はじめの質問で減った従事者をどうするかという話でもありましたとおり、他の地区に割り振ったりできるかといったことなどをトータルで検討していきたいと考えています。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について」、第3号議案「うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について」、は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

ご異議ないようですので、第1号議案、第2号議案、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更」について事務局の説明を求めます。

渡邊主査

それでは、報告事項（1） 令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について説明いたします。

資料4の1ページをお願いします。

1ページは漁獲可能量の変更についての概要です。今回は、高知県資源管理方針と高知県内融通取扱要領に基づき漁獲可能量を変更しております。これらの変更につきましては、第22期第18回の委員会で事前承認をいただきおり、事務局で漁獲可能量変更の手続きを行いましたので、今回の委員会で報告させていただきます。

資料の4ページをお願いします。資料4ページは、「高知県資源管理方針」と「くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領」の一部抜粋です。

まず、高知県資源管理方針では、「知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこと、また、1月から3月をのぞき、未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保すること」が規定されています。

続いて、くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領では、「管理年度において、養殖用種苗の採捕の終了が確認された時点又は9月末時点のいずれか早い時点で、くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗）（4月から9月まで）の漁獲可能量の残数量を、くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）（7月から9月まで）に全て譲渡する」ことが規定されています。

ここでページが戻りまして、資料1ページをお願いします。

資料1ページの（1）高知県資源管理方針に基づく変更について説明します。

これは、第1四半期から第2四半期への超過分の差し引き、未利用分の繰り越しによる変更です。資料上の表をご覧下さい。

まず、小型魚の漁船漁業（養殖用種苗以外）と定置漁業については、漁獲可能量から漁獲量を差し引いた未利用量の9割を、第2四半期に繰り越しました。繰り越し数量は表中（d）に示しております。

続いて、大型魚の漁船漁業については、第1四半期に知事管理漁獲可能量を超過したため、12月31日まで採捕停止命令を発令しておりますので、第2四半期の漁獲可能量は0としています。

大型魚の定置漁業については、第1四半期の最終的な漁獲量が漁獲可能量を超過したため、通常であれば第2四半期の漁獲可能量から超過分を差し引くところですが、第2四半期の途中で知事管理漁獲可能量を超過したため、採捕停止命令を発令し、第2四半期の漁獲可能量を実績値である3.088トンに変更しています。

第1四半期から第2四半期への変更後の漁獲可能量は、表中1番下のとおりです。

続いて、(2)高知県内融通取扱要領に基づく融通ですが、小型魚の漁船漁業（養殖用種苗）について、今年度の採捕終了が確認されたため、採捕停止命令を発令し、養殖用種苗の未利用量3.508トンを、小型魚の漁船漁業（養殖用種苗以外）に全量譲渡しました。本融通に基づく変更後の漁獲可能量は、資料下の表中一番下にありますとおり、養殖用種苗が実績値の3.717トン、養殖用種苗以外が変更前の数量3.883トンに養殖用種苗の未利用量を加えた7.391トンとなっています。

また、2ページと3ページに、漁獲可能量の計算に用いた資料を付けておりますが、説明は省略いたします。事務局からの説明は以上です。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、続きまして報告事項「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会」の結果について、事務局の説明を求めます。

渡邊主査

それでは、報告事項(2)「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会」の結果について説明いたします。

資料5の1ページをお願いします。資料5は、今年の7月に開催されましたWCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会及びWCPFC北小委員会の結果について、水産庁がまとめた資料となっております。

続いて、2ページをお願いします。

WCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会での議論を経て、WCPFC北小委員会は、2025年以降の措置として、①のとおり増枠を勧告しました。

日本は、小型魚の漁獲上限が「4,007トン」から「4,407トン」に、10%「400トン」の増枠となり、大型魚は「5,614トン」から「8,421トン」に、50%「2,807トン」の増枠となりました。

増枠後の国内配分のあり方については、現在国の方で検討を進めているところですが、先日開催された都道府県担当者会議では、都道府県への配分について、従来通り漁獲量規制が始まる以前の2010～2012年の漁獲実績を基準として配分する方法や、直近の平均漁獲実績のシェアに基づい

て配分する方法などで検討しているとの説明がありました。同会議において、県としては、国に対して、本県への配分が多くなる方法で検討いただきたいということのほか、大臣許可漁業から沿岸漁業への配慮をお願いしたいということで要望しております。

また、②、③にありますとおり、当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用の漁獲枠を繰り越すことができる規定を年限なく適用すること、小型魚から大型魚への振り替えに当たっての特例措置について、適用上限を撤廃して年限なく適用することについても合意されました。

今後、国において、9月(9/24)からくろまぐろ部会を開催して配分の考え方を検討し、11月28日から12月3日に開催されるWCPFC年次会合での保存管理措置の決定をうけ、TAC意見交換会、水産政策審議会を経て、12月上旬に配分が決定する予定となっています。事務局からの説明は以上です。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第31回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第22期第31回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議長 木下 清

議事録署名委員 畠中 悠

議事録署名委員 中澤芳江

第22期第31回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時 令和6年9月20日（金）14時から

場 所 高知共済会館 3階 「桜」（高知市本町5丁目3-20）

1 開会

2 あいさつ

3 欠席委員の報告

4 議事録署名委員の指名

5 議案審議

第1号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について

第2号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について

第3号議案 うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について

6 報告事項

（1） 令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

（2） 「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会」の結果について

7 閉 会

資料 1

第22期第31回高知海区漁業調整委員会

第1号議案

うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について

6高漁管第493号
令和6年9月9日

高知海区漁業調整委員会
会長 木下 清 様

高知県知事 濱田 省司

うなぎ稚魚漁業の許可方針について
高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第2号に掲
げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

うなぎ稚魚漁業の許可方針

(趣旨)

第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。

(漁船の制限)

第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。

(許可の有効期間)

第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。

(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等)

第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 漁業種類

火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数
別表1のとおりとする。

(3) 推進機関の馬力数

定めなし。

(4) 操業区域

地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。

(5) 漁業時期

1月1日から3月31日までとする。

(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したもの）に記載された者でなければならない。

イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したもの）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。

ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。

エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。

カ 漁業従事者が採捕に従事するときには、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。

キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。

ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。

コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。

サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 県内に住所を有する個人又は法人

イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者

ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者

(8) うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。

(9) 3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。

(採捕量の上限)

第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点におけるほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。

2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

- 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき
知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業
時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しな
ければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した
日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に
掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定す
る県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条
の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくもの
とする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量
及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければなら
ない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及
び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の
属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であつて同項の規定に
よる報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 新規・更新許可申請（規則第11条）

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。

イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

(2) 変更許可申請（規則第16条）

許可を受けた者が、規則第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定め
られた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

(3) 許可証の書換え交付申請（規則第27条）

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の
馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったと
き。）。

(4) 許可証の再交付申請（規則第28条）

許可を受けた者が、許可証を失し、又は毀損したとき。

- 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。

3 知事は、別表2に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(許可の基準)

第9条 許可を受けようとする者の数が第5条第2号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

(集出荷体制)

第10条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

2 許可を受けようとする者は、様式3及び様式4により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。

3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。

4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。

5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って1年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。

（1）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

（2）漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。

（3）うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第1項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。

6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

(漁業従事者)

第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。

3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。

4 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。

5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様

式9) を知事に提出しなければならない。

6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。

7 許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウェットスーツの着用指示、G P S装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。

8 許可申請の締切日から遡って1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。

(1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行つたこと。

(2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

(3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。

9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

（許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て）

第12条 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。

(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てる。

(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。

(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。

附 則

この方針は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

1 この方針は、令和6年 月 日から施行する。

2 第5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、令和6年 月 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

別表1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき 漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	90
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	12
操業区域 18	御畠瀬	2	30
操業区域 19	浦戸1	2	83
操業区域 20	浦戸2	2	55
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	4
操業区域 26	須崎1	2	32
操業区域 27	須崎2	2	25
操業区域 28	須崎3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144
操業区域 31	上川口	4	41
操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149

操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	50
操業区域 37	片島	2	36
操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	13
操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	10
計		115	2441

2 操業区域

(1) 操業区域 1 (野根)

点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における境界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 安芸郡東洋町野根甲所在の野根漁港防波堤西端

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から真方位172度30分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、甲丙間にある河川の国道55号線の橋の下流端から下流の区域、甲浦港内の区域並びに野根漁港内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 操業区域 2 (室戸)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,010号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、室津港内の区域、行当漁港内の区域、新村漁港内の区域及び室津川の港橋下流端から下流の区域

(3) 操業区域 3 (吉良川)

点の位置

基点甲 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端東端

基点乙 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端西端

基点丙 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端東端

基点丁 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端西端

甲から真方位170度0分の線及び乙から真方位260度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、丙から真方位240度0分の線及び丁から真方位240度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、傍士漁港内の区域並びに吉良川漁港内の区域

(4) 操業区域 4 (奈半利)

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部

基点乙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から真方位209度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに奈半利港内の区域

(5) 操業区域5 (田野)

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川中導流堤北端

基点乙 安芸郡田野町渦濤消波ブロック基部

基点丙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

基点丁 安芸郡田野町奈半利川右岸消波ブロック北端から4個目の消波ブロック

甲から真方位214度0分の線及び乙から真方位198度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、丙丁を結ぶ線以北の区域を除く。

(6) 操業区域6 (安田)

点の位置

基点甲 安芸郡安田町安田川大橋下流端東端

基点乙 安芸郡安田町安田漁港防波堤北西端

甲から真方位180度0分の線及び乙から真方位240度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、安田漁港内の区域並びに安田川の安田川橋下流端から下流の区域

(7) 操業区域7 (安芸)

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市伊尾木川右岸防潮堤東南端

基点丙 安芸市安芸川左岸防潮堤西南端

基点丁 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位222度0分の線及び乙から真方位172度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、丙から真方位172度30分の線及び丁から磁針方位186度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、安芸漁港内の区域並びに安芸川の国道55号線安芸川橋下流端から下流の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。

(8) 操業区域8 (赤野)

点の位置

基点甲 安芸市穴内八流千畠岩東端

基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤南端

基点丙 安芸市赤野赤野川赤岩

ア 甲から真方位82度20分の線上甲から50メートルの点

アから真方位352度20分の線及び乙から真方位180度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、乙を中心とする半径50メートルの円周内の区域並びに赤野川の丙から磁針方位270度の線から下流の区域

(9) 操業区域9（和食）

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村和食川河口暗渠南端

甲を中心とする半径50メートルの円周内の区域

(10) 操業区域10（手結）

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙：香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、手結漁港内の区域並びに夜須川の千切頭首工から下流の区域

(11) 操業区域11（岸本）

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本川河口暗渠南端

ア 基点甲から真方位352度10分の線上基点甲から30メートルの点

アを中心とする半径80メートルの円周内の区域

(12) 操業区域12（赤岡）

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(13) 操業区域13（吉川）

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 香南市物部川左岸堤防所在の河川海岸区域界石柱

甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から真方位172度10分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域、吉川漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端から下流の区域並びに香宗川支流鳥川の千鳥橋下流端から下流の区域

(14) 操業区域14（久枝）

点の位置

基点甲 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点乙 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点

ア 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

イ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域。ただし、アから真方位172度10分の線及びイから真方位172度10分の線により区切られたアイ間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域を除く。

(15) 操業区域15 (香西)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,031号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域及び物部川後川放水路の後川防潮堤樋門下流端から下流の区域

(16) 操業区域16 (浜改田)

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域

(17) 操業区域17 (十市)

十市漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第三種共同漁業権第3,014号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域

(18) 操業区域18 (御畠瀬)

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす瀬

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

(19) 操業区域19（浦戸1）

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす瀬

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中
　甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方
　位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井
　田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第
　174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただ
　し、高知市春野町の区域を除く。
- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20) 操業区域20（浦戸2）

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす瀬

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中
　甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方
　位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋
　南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル
　以内の区域、航路、高知市雜候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の
　堀川の区域を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただ
　し、高知市春野町の区域を除く。
- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

(21) 操業区域21（春野町甲殿）

点の位置

- 基点甲 高知市長浜・高知市春野町東諸木境界
- 基点乙 高知市春野町甲殿の文庫鼻先端
- 基点丙 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位162度20分の線及び乙から真方位162度20分に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から100メートルの線に至る区域並びに甲殿川の丙から真方位130度0分の線から下流の区域

(22) 操業区域22（春野町仁淀川）

点の位置

- 基点甲 仁淀川左岸導流堤北端
- 基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点1）
- 基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端

ア アから真方位249度8分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点2
甲から真方位124度0分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位82度30分の線から下流の区域

(23) 操業区域23（新居）

操業区域22と同じ。

(24) 操業区域24（宇佐）

点の位置

- 基点甲 土佐市新居県道23号線と282号線交差点南の信号機
- 基点乙 土佐市宇佐町白の鼻
- 基点丙 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
- 基点丁 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び丙丁を結ぶ直線で区切られた区域

(25) 操業区域25（深浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,041号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域

(26) 操業区域26（須崎1）

点の位置

- 基点甲 須崎市神木の鼻西南端
- 基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丙 須崎市山崎鼻灯台
- 基点丁 須崎市角谷岬突端基点

基点戊 須崎市安和小島突端

基点己 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）

ア 丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点

イ 丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点

ウ 丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点

エ 丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域

イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線とア
丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域

エ 新莊川の須崎市下分新莊川橋梁（旧国鉄鉄橋）下流端から、己から磁針方位212度0分
の線までに至る区域

オ 須崎市新莊漁港内の区域

(27) 操業区域27（須崎2）

操業区域26と同じ。

(28) 操業区域28（須崎3）

操業区域26と同じ。

(29) 操業区域29（久礼）

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町鎌田港東消波ブロック南端

基点乙 高岡郡中土佐町鎌田港北防波堤南端

基点丙 久礼漁港東防波堤南端

基点丁 久礼新港防波堤北東端

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、丙丁を結ぶ直線及び
丙丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、久礼川の久礼橋下流端から下流の区域並び
に元川の湊橋下流端から下流の区域

(30) 操業区域30（佐賀）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,053号の漁場区
域及び伊与木川の佐賀橋（河口第二橋）下流端から河口までの区域

(31) 操業区域31（上川口）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,055号及び第
1,056号の区域並びにこれらの区域に流入する河川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区
域

(32) 操業区域32（入野）

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町浮鞭の湊川橋下流側南端

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

次に掲げる区域

ア 甲から真方位132度30分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

イ 入野漁港内の区域

ウ 幡多郡黒潮町湊川及び加持川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

エ 幡多郡黒潮町蛎瀬川の河口第一橋の下流端から河口までの区域

(33) 操業区域33（田野浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,058号の漁場区域

(34) 操業区域34（下田）

下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域

(35) 操業区域35（下ノ加江）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,062号の区域

(36) 操業区域36（小筑紫）

すぐも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域

(37) 操業区域37（片島）

すぐも湾漁業協同組合が有し同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,091号の区域及び片島港内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 宿毛市片島新港岸壁突端から宿毛市片島波打鼻を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

イ 波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

ウ 宿毛排水機場の全面幅20メートル、最大高潮時の海岸線から沖合30メートルに至る区域

エ 松田川の宿毛市坂ノ下の河口左岸下り松鼻漁場基点から磁針方位359度を見通した直線から上流の区域

(38) 操業区域38（松田川）

松田川漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第五種共同漁業権第517号の区域。ただし、松田川の宿毛橋から上流の区域を除く。

(39) 操業区域39（仁淀川）

操業区域22と同じ。

(40) 操業区域40（四万十川）

四万十川漁業協同組合連合会が有し、同漁業協同組合連合会が管理する第五種共同漁業権第516号の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 四万十川の四万十市山路山路渡し跡西端から真方位0度0分を見通した対岸を結ぶ直線より上流の区域

イ 四万十川支流後川の四万十市佐岡橋下流端から上流の区域

ウ 四万十川支流中筋川の四万十市坂本坂本橋下流端から上流の区域

(41) 操業区域41（高知市内水面）

次に掲げる区域

- ア 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
- イ 国分川本流の高知市旧青柳橋下流端から上流の高知市の区域
- ウ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- エ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- オ 下田川の高知市旧五台山橋下流端から上流の高知市の区域
- カ 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋下流端から上流の高知市の区域
- キ 竹島川の高知市孕橋下流端から上流の区域
- ク 高知市港橋（桟橋通五丁目）下流端から上流の河川の区域

(42) 操業区域42（新川川）

点の位置

基点甲 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位130度0分を見通した線から上流の甲殿川及び新川川の高知市春野町の区域

(43) 操業区域43（須崎市内水面）

次に掲げる区域

- ア 須崎市御手洗川の須崎市大間津波水門下流端から上流の区域
- イ 須崎市桜川支流押岡川の須崎市河口右岸導流堤基部から真方位234度17分の線から上流の区域
- ウ 須崎市桜川の須崎市河口左岸導流堤基部から真方位319度20分の線から上流の区域
- エ 須崎市横浪川、摺木川、出見川及び灰方川の河口第1橋下流端から上流の区域

(44) 操業区域44（福良川）

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端

- ア 甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点（福良川橋下流の右岸電柱）宿毛市福良川のアから真方位194度0分の線から宿毛市小筑紫姉川橋下流端までの区域

別表 2

申請書類等 必要書類等	申請区分		備考	
	許可申請 新規許可申請	変更許可申請 更新許可申請	再交付申請 書換交付申請	再交付申請 書換交付申請
漁業許可申請書	○	○		
変更許可申請書		○		
書換交付申請書			○	
再交付申請書				○
許可証返納届		△	△	△ 許可証返納不能の場合
現有許可証	○	○	○	○
申請手数料	△	△	△	2級船(K02)の場合のみ、①許可申請2,900円②変更許可申請2,400円分の県証紙
集出荷体制に関する届出書(様式3)	○	○	○	○ 集出荷者名簿(様式4)も併せて提出
漁業従事者名簿(様式6)	○	○	○	○ 変更する場合は変更届(様式5)を提出
うなぎ稚魚漁業の従事者標識届(様式7)	○	○	○	
誓約書(様式8)	○	○	○	
暴力団排除に関する誓約書(様式9)	○	○	○	○ 漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△ 操業区域に漁業権がある場合
操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
漁協の推薦書	△	△	△	△ 漁協から推薦書が得られた場合
船舶使用承諾書	△	△		△ 船舶の所有者でない者(使用者)が申請する場合
適格性申立書	○	○		

○：必ず提出する書類、△：備考に当たる場合には提出する

(様式1)

うなぎ稚魚漁業の採捕量等の実績報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 _____

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

下記のとおり、うなぎ稚魚を採捕、集荷及び販売したので報告します。

記

1 操業区域 _____

2 採捕量

月 日～ 月 日 _____ g

3 漁業従事者別の採捕量 別紙のとおり (様式1-1)

4 集荷量 別紙のとおり (様式1-2)

月 日～ 月 日 _____ kg

5 販売量 別紙のとおり (様式1-3)

月 日～ 月 日 _____ kg

6 販売金額 _____ 円

(様式 1-1)

操業区域

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

担当者名 _____

漁業従事者別の採捕量報告書 (月 日 ~ 月 日)

従事者番号	採捕日数	採捕量(g)	従事者番号	採捕日数	採捕量(g)
計			計		

(様式 1-2)

操業区域

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

担 当 者 名 _____

集荷量報告書 (月 日 ~ 月 日)

日付	集出荷者	集荷量 (kg)	備 考
計			

※集出荷者が分かるように、氏名を記載

※許可を受けた者が自ら集荷した場合も記載

(様式1-3)

操業区域

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

担 当 者 名 _____

販売量報告書(月 日 ~ 月 日)

日付	集出荷者	販売量 (kg)	備 考
計			

※販売先が分かるように記載

(様式 2)

指導日誌

操業区域

(法人) 名・称

(代表者・職) 氏名

担当者名

月	指導日時	指導の内容
1月		
2月		
3月		

様式 3

うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 _____

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

操業区域 _____ における当方のうなぎ稚魚の集出荷業務は、下記の者が行います。

なお、集出荷者名簿は様式4のとおりです。

記

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の人数
	〒 TEL ()	名

※許可を受けた者が集出荷する場合も記載してください。

樣 式 4

集出荷者名簿

操業区域

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏名 _____

様式 5

うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事

様

住 所 _____

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

集出荷する者について、下記のとおり変更しますので届け出ます。

なお、集出荷者名簿は様式4のとおりです。

記

変更前

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の人数
	〒 TEL ()	名
	〒 TEL ()	名

変更後

集出荷する者 (団体の場合は団体 名及び代表者氏名)	住 所 (団体の場合は事務所所在地)	業務に携わる者の氏名
	〒 TEL ()	名
	〒 TEL ()	名

樣 式 6

漁業從事者名簿

操業区域

(法人) 名 称

(代表者・職) 氏名

NO	フリガナ 氏名	住 所	生年月日				性別	使 用 船 舶		漁業 従事者 証番号
			S:昭和 H:平成	年	月	日		船 名	総トン数	
								登録番号	機関の種類 ・馬力数	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO -	KW 馬力	

様式 7

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和 年 月 日

高知県知事

様

住 所 _____

(法人) 名 称 _____

(代表者・職) 氏 名 _____

操業区域において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類

(2) 標識の内容 イ. 材質 ()
ロ. 色 (1. 材質 2. 文字)

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 _____

【備考】

(1) の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。

※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること。

(2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。

(3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。

・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。

・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名）、年度、漁業時期、操業区域、漁業従事者の氏名、漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

令和 年 月 日

高知県知事

様

住 所

(法人) 名称

生年月日 T・S・H 年 月 日

(ふりがな)

(代表者・職) 氏 名

誓 約 書

今般、うなぎ稚魚漁業の許可を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 許可の制限措置や条件等を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。
- 2 漁業従事者には制限措置や条件等の内容を周知、操業の指導を行い、違反操業をさせません。
- 3 許可を取り消されても異議はありません。
- 4 漁業従事者が違反操業した場合、その者が漁業従事者の名簿から取り消されても異議はありません。
- 5 許可を受けた者及び漁業従事者は県の漁業取締員の指示について、これに従います。
- 6 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人(操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

(法人) 名称

(代表者・職) 氏名

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、高知県が行う一切の措置又は当方が被る不利益に対して、異議の申立てを行いません。

記

漁業従事者及び集出荷業務を行う者（代行契約した者及び業務に携わる者も含む）は次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

1 個人の場合

- (1) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (4) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。

2 法人の場合

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等である。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (3) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配している。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。

（裏面に続く）

様式 9-2

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
- (9) 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
- (10) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

漁業従事に係る確認書

令和 年 月 日

許可を受けようとする者 様

(本人自署)

住 所

氏 名

下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

記

【漁業種類】 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

【漁業時期】 令和7年1月1日から令和7年3月31日

【使用船舶】 (1) 船名

(2) 漁船登録番号

【操業区域】 操業区域 (区域図のとおり)

【条件】

- ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。
- イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。
- ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。
- エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
- オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。
- カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあっては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないよう一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。
- キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。
- ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。
- コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。
- サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- シ 漁業従事者は県内の採捕量上限 600.3kg 及び全国の池入れ 21.7 トン（国からの採捕停止要請があった場合）に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

【その他事項】

- (1) 令和7年12月31日まで漁業監督吏員、漁業法第176条第1項の規定に基づく検査に協力します。
- (2) 以下の行為を絶対に行いません。

【この行為が明らかとなった場合は1年間漁業従事者になれない】

- ・うなぎ稚魚の違法採捕
- ・漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
- ・漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

資料1-2

うなぎ稚魚漁業の許可方針 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。
(適用範囲) 第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下）のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業に適用する。	(適用範囲) 第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下）のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業に適用する。
(漁船の制限) 第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。	(漁船の制限) 第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。
(許可の有効期間) 第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。	(許可の有効期間) 第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。
(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者等) 第5条 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者（以下「漁業者」という。）の数及び条件等は、次に掲げるとおりとする。	(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者等) 第5条 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者（以下「漁業者」という。）の数及び条件等は、次に掲げるとおりとする。
(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業	(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業
(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者（以下「漁業者」という。）の数及び条件等は、次に掲げるとおりとする。	(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者（以下「漁業者」という。）の数及び条件等は、次に掲げるとおりとする。
(3) 推進機関の馬力数 定めなし。	(3) 推進機関の馬力数 定めなし。

新	(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。	(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。	(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。
(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。	(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。	(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。	(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。
(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したもの）に記載された者でなければならない。 イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したもの）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。	(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したもの）に記載された者でなければならない。 イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したもの）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。	(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したもの）に記載された者でなければならない。 イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したもの）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。	(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したもの）に記載された者でなければならない。 イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したもの）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。
ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。	ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。	ウ 漁業従事者は、イの漁業従事者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。	ウ 漁業従事者は、イの漁業従事者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。	エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。	エ 午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。	エ 午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。
オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。	オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。	オ 漁業従事者一人につき使用する漁具は一式（集魚灯1個及びすくい網1本）とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。	オ 漁業従事者一人につき使用する漁具は一式（集魚灯1個及びすくい網1本）とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。
カ 漁業従事者が採捕に従事するときには、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探査を目的とするもの）を以下同じ。1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができますないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。	カ 漁業従事者が採捕に従事するときには、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探査を目的とするもの）を以下同じ。1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができますないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。	カ 魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。	カ 魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

<p><u>漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</u></p> <p><u>漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</u></p> <p><u>漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者には乗船してはならない。</u></p> <p><u>漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を探捕してはならない。</u></p> <p><u>漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以後、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</u></p> <p><u>漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 　　（ア）県内に住所を有する個人又は法人 　　（イ）操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 　　（ウ）操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</u></p> <p><u>（ア）漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 　　（ア）県内に住所を有する個人又は法人 　　（イ）操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 　　（ウ）操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</u></p> <p><u>（ア）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。</u></p> <p><u>（ア）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。</u></p> <p><u>（ア）3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。</u></p>	<p><u>（採捕量の上限）</u></p> <p><u>第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点に</u></p>	<p><u>（採捕量の上限）</u></p> <p><u>第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点に</u></p>
--	---	---

		におけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
2	県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達するごとに知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。	
3	全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。	
		(報告の義務)
		第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び現場巡回指導の状況にかかる報告書(様式1)及び報告書(様式2)に取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに右欄に掲げる報告期日までに報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告書(昭和24年法律第267号)第176条第1項の規定に基づくものとする。
		(報告の義務)
		第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び現場巡回指導の状況について、同表の右欄に掲げる報告期日までに右欄に取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告書(様式1)により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告書(昭和24年法律第267号)第176条第1項の規定に基づくものとする。
		(許可等の申請)
		第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。
		(1) 新規・更新許可申請 (規則第11条)

<p>アイ 前年に知事許可漁業の許可を受けようとするとき。 アイ 前年に当該漁業の許可を受けようとした者が改めて申請しようとするとき。</p> <p>(2) 変更許可申請（規則第 16 条） 許可を受けた者が、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。</p> <p>(3) 訸可証の書換え交付申請（規則第 27 条） 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。</p> <p>(4) 訸可証の再交付申請（規則第 28 条） 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。</p> <p>2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>3 知事は、別表 2 に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>アイ 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。 前年に当該漁業の許可を受けようとした者が改めて申請しようとするとき。</p> <p>(2) 変更許可申請（規則第 16 条） 許可を受けた者が、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。</p> <p>(3) 訸可証の書換え交付申請（規則第 27 条） 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。</p> <p>(4) 訸可証の再交付申請（規則第 28 条） 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。</p> <p>2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>3 知事は、別表 2 に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(許可の基準) 第 9 条 訸可を受けようとする者の数が第 5 条第 2 号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。</p>	<p>(集出荷体制) 第 10 条 訸可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。</p>	<p>2 訸可を受けようとする者は、様式 3 及び様式 4 により集荷又は出荷の業務をしえようとする者を届け出るものとする。</p> <p>3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれにも該当しない者であること。</p> <p>4 訸可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 訸可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って 1 年間に提出しなければならない。</p> <p>〔追加〕</p>
---	--	---	--	--

集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。

- (1) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。
- (2) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。
- (3) うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行つたこと又は第1項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行つたこと。

6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

[追加]

(漁業従事者)

第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

- 2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式10）の内容を漁業従事者に理解させることともに、当該確認書に署名させなければならぬ。
- 3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。

4 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。

- 5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。
- 6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。
- 7 許可を受けた者が適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。

8 許可申請の締切日から遡つて1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。

(漁業従事者)

第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行ふ者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

- 2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者

3 [追加]

3 前項の確認書の原本は規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。

4 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。

5 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。

6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。

7 許可を受けた者が適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。

8 許可申請の締切日から遡つて1年間に次の各号のいずれかに該当したことが明らかになつた者は、漁業従事者になることができない。

- (1) うなぎ稚魚の採捕を行つたこと。
- (2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に對し答弁をせざ、若しくは虚偽の陳述をしたこと。
- (3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。
- 9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)

第12条 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。

(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。

(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けている者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した場合は切り捨てるものとすること。

(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者が当たる場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし(他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。)、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。

附 則
この方針は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

1 この方針は、令和6年 月 日から施行する。

2 第5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、令和6年 月 日以後にした行為について適用し、

同日前にした行為については、なお従前の例による。

(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)
第12条 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、漁業従事者の上限数を等分するものとする。ただし、許可を受けようとする者の中に当該等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとする(他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。)。なお、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。
〔上記を2号に分割し、必要な事項を追加〕

附 則
この方針は、令和5年9月27日から施行する。

別表 1
1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	2	12
操業区域 2	室戸	2	2
操業区域 3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	2	90
操業区域 5	田野	3	50
操業区域 6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	2	7
操業区域 10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	2	32
操業区域 18	御置瀬	2	30
操業区域 19	浦戸 1	2	83
操業区域 20	浦戸 2	2	55
操業区域 21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	2	4
操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144

別表 1
1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域 1	野根	1	2	2	12
操業区域 2	室戸	2	2	2	2
操業区域 3	吉良川	3	吉良川	2	5
操業区域 4	奈半利	4	奈半利	2	91
操業区域 5	田野	5	田野	3	50
操業区域 6	安田	6	安田	2	41
操業区域 7	安芸	7	安芸	5	58
操業区域 8	赤野	8	赤野	2	12
操業区域 9	和食	9	和食	2	7
操業区域 10	手結	10	手結	2	42
操業区域 11	岸本	11	岸本	2	20
操業区域 12	赤岡	12	赤岡	3	120
操業区域 13	吉川	13	吉川	3	94
操業区域 14	久枝	14	久枝	2	32
操業区域 15	香西	15	香西	2	40
操業区域 16	浜改田	16	浜改田	2	9
操業区域 17	十市	17	十市	2	12
操業区域 18	御置瀬	18	浦戸 1	2	83
操業区域 19	浦戸 1	19	浦戸 2	2	55
操業区域 20	浦戸 2	20	御置瀬	2	30
操業区域 21	春野町甲殿	21	春野町甲殿	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	22	春野町仁淀川	3	15
操業区域 23	新居	23	新居	2	27
操業区域 24	宇佐	24	宇佐	3	68
操業区域 25	深浦	25	深浦	2	5
操業区域 26	須崎 1	26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	30	佐賀	3	144

	新	上川口	4	41	操業区域31	上川口	4	41
操業区域31	上川口	5	31	操業区域32	入野	5	31	
操業区域32	入野	2	18	操業区域33	田野浦	2	18	
操業区域33	田野浦	5	149	操業区域34	下田	5	149	
操業区域34	下田	2	16	操業区域35	下ノ加江	2	16	
操業区域35	下ノ加江	3	50	操業区域36	小筑紫	3	50	
操業区域36	小筑紫	2	36	操業区域37	片島	2	70	
操業区域37	片島	2	32	操業区域38	松田川	2	32	
操業区域38	松田川	6	288	操業区域39	仁淀川	6	288	
操業区域39	仁淀川	6	475	操業区域40	四万十川	6	475	
操業区域40	四万十川	2	13	操業区域41	高知市内水面	2	13	
操業区域41	高知市内水面	2	20	操業区域42	新川川	2	20	
操業区域42	新川川	2	5	操業区域43	須崎市内水面	2	5	
操業区域43	須崎市内水面	2	10	操業区域44	福良川	2	10	
操業区域44	福良川	115	2441	計		115	2477	
2	操業区域							
(1)	操業区域1～(17) 操業区域17	[略]						
(18)				(1)	操業区域1～(17) 操業区域17	[略]		
				(18)	操業区域18(浦戸1)・・・[区域番号18から19に変更]	[略]		
					(19)	操業区域19(浦戸2)・・・[区域番号19から20に変更]	[略]	
					(20)	操業区域20(御置瀬)・・・[区域番号20から18に変更]	[追加]	
					点の位置			
					基点甲	高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点		
					基点乙	高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点		
					基点丙	高知市えびす瀬		
						次に掲げる区域		
						ア 申から磁針方位167度線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。		
						イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。		
						ウ 高知市浦戸えびす瀬から真方位334度34分の線以東の外海の		
						エ [削除]		

日	うち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ 線以北の区域
ウ	新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流提基部を見通し た線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
エ	国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
オ	国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流 の区域
カ	国分川支流舟入川の高知市の区域
キ	下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
ク	十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区 域
ケ	竹島川の高知市孕橋から上流の河川の区域
コ	高知市港橋（接橋通五丁目）から上流の河川の区域
(19)	操業区域19（浦戸1）・・・〔区域番号18から19に変更〕
〔略〕	
(20)	操業区域20（浦戸2）・・・〔区域番号19から20に変更〕
〔略〕	
(21)	操業区域21～(33) 操業区域33 〔略〕
(34)	操業区域34（下田）
	下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同 漁業権のうち共第1,059号の漁場区域。ただし、四万十川の四万十市 初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メ ートル距離標とを結んだ漁から上流の区域を除く。
(35)	操業区域35～(44) 操業区域44 〔略〕
(36)	

新						
別表 2						

申請区分		許可申請			備考
		許新可規申請	許更新申請	変更許可申請	
必要書類等					
漁業許可申請書		○	○		
変更許可申請書			○		
書換交付申請書				○	
再交付申請書					○
許可証返納届			△	△	△
現有許可証			○	○	○
申請手数料		△	△	△	
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書（様式3）	○	○	○	○
	漁業従事者名簿（様式6）	○	○	○	○
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式7）	○	○	○	○
	誓約書（様式8）	○	○	○	
	暴力団排除に関する誓約書（様式9）	○	○	○	○
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△
	漁協の推薦書	△	△	△	△
	船舶使用承諾書	△	△		
	適格性申立書	○	○		

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

新						
別表 2						

申請区分		許可申請			備考
		許新可規申請	許更新申請	変更許可申請	
必要書類等					
漁業許可申請書		○	○		
変更許可申請書			○		
書換交付申請書				○	
再交付申請書					○
許可証返納届			△	△	△
現有許可証			○	○	○
申請手数料		△	△	△	
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書（様式3）	○	○	○	○
	漁業従事者名簿（様式6）	○	○	○	○
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式7）	○	○	○	○
	誓約書（様式8）	○	○	○	
	暴力団排除に関する誓約書（様式9）	○	○	○	○
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△
	漁協の推薦書	△	△	△	△
	船舶使用承諾書	△	△		
	適格性申立書	○	○		

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

変更がない様式

様式 1 (様式 1-1 ~ 1-3 合む) 採捕量等報告様式

様式 3 うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

様式 4 集出荷者名簿

様式 5 うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

様式 6 漁業従事者名簿

様式 8 誓約書

様式 9 暴力団排除に関する誓約書

変更した様式

様式 2 指導日誌

様式 7 うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

追加した様式

様式 10 漁業従事に係る確認書

四

(樣式 2)

【新】

(様式2)

月	指導日時	指導の内容
1月		
2月		
3月		

【新】

様 式 7 (表面) うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

高知県知事 様
令和 年 月 日
住所 _____
(法人) 名 称 _____
(代表者・職) 氏 名 _____

操業区域 において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類

(2) 標識の内容
イ. 材質 (1. 材質
ロ. 色 (2. 文字))

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 _____

【備】

(1) の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。
※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること。

(2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分け各自記載すること。

(3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。

・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。

・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の職

氏名)、年度、うなぎ稚魚採捕の標識であることを記載すること。
※標識には漁業従事者の写真を付けること
号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

【旧】

様 式 7 (裏面) うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

高知県知事 様
令和 年 月 日
住所 _____
(法人) 名 称 _____
(代表者・職) 氏 名 _____

操業区域 において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

(1) 標識の種類

(2) 標識の内容
イ. 材質 (1. 材質
ロ. 色 (2. 文字))

(3) 標識の形体図 (下記のとおり)

(4) 採捕についての指導責任者氏名 _____

【備】

(1) の標識の種類欄には、腕章、タスキ等その種類を記載すること。
(2) の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分け各自記載すること。(3) の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。
※コピー可能な薄地の用紙に黒字で記載すること。※標識には許可を受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の職
氏名)、年度、うなぎ稚魚採捕の標識であることを記載すること。※標識には漁業従事者の写真を付けること
号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

【新】

様式 10 標式に係る確認書
許可を受ける者 様

記 (本人自署)
住所 氏名
姓
下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

【漁業種類】火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業
【漁業時期】令和7年1月1日から令和7年3月31日

【使用船舶】
(1) 船名
(2) 渔船登録番号
【操業区域】操業区域 (区域図のとおり)

【条件】

ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならぬ。
イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用(船舶にあつては、見やすやすい場所に掲げるのこと。)しなければならない。

ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。

エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
オ 漁業従事者は午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。

カ 漁業従事者が採捕に従事するときには、一人につき使用する漁具は集魚灯(うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするもの)を除いては、一人同じじ。1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、復数の光源を容易に附着することができないよう以一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯(漁場に移動するための照明を含む。)は集魚灯に含まれるものとする。

キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具(垣網その他類似漁具をいう。)を使用して(第三者が設置したものを利用する場合を含む。)、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。

ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない(ひき網の禁止)。

コ 漁業従事者は、船頭を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。

サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

シ 漁業従事者は県内の採捕量上限 600.3kg 及び全国の池入れ 21.7トン(国からの採捕停止要請があつた場合)に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

【その他事項】

(1) 令和7年12月31日まで漁業監督吏員、漁業法第176条第1項の規定に基づく検査に協力します。

(2) 以下の行為を行いません

・うなぎ稚魚の違法採捕
・漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
・漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

【旧】

様式 10

[追加]

資料1-3

令和6年度のうなぎ稚魚漁業の許可方針（案）について

(1) 許可方針（案）の概要

○次の主要な内容の変更はなし

採捕量の上限	: 600.3kg (国全体で21.7トン)
漁業時 時 期	: 1月1日～3月31日(約90日間)
操業区 域	: 44地区
許可数の上 限	: 115件

報 告 : 漁業法176条に基づく罰則付きの報告義務

(2) 主な変更点

変更内容	理由
① 漁業従事者数の上限を2,477人から2,441人に削減	適切な管理のため前年度実績を上限とする
② 前年度に許可を受けていた者が更新する場合の漁業従事者数の優先的な割当てを規定	他の知事許可漁業と同様に、許可を受けていた者が継続して漁業を営めるようにするため
③ 漁業従事者証を廃止し、標識（腕章又は旗）のみに変更	漁業従事者証は水濡れ等により破損しやすいため廃止し、標識のみの運用とする
④ 漁業従事者が操業区域や条件を確認するための書類を新たに追加	漁業従事者証を廃止するため
⑤ 操業区域の一部変更（御置瀬地区）	漁業取締りを円滑に行うため
⑥ 前年度に許可を受けていた者を優先して許可することとしているが、採捕報告を正しく行わなかつた場合には翌年度の許可申請を新規扱いすることを規定	採捕報告の履行を徹底するため
⑦ 3年間漁獲実績がない許可区域は廃止	適正な漁業管理のため
⑧ 漁業従事者及び集出荷者の欠格事項を追加 ・違法採捕 ・漁業監督員及び漁業法第176条の検査の拒否等（追加） ・届出されていない操業区域又は契約していない許可者の漁業従事者からの集荷（追加）	違法採捕、非正規流通の抑制のため

令和5年度漁期 うなぎ稚魚漁業の実績

○漁期：令和6年1月1日～3月31日

○許可数：

令和5年度	操業地区	許可件数	漁業従事者数
許可の上限	44	115	2,477
許可の実績	<u>44</u>	<u>45</u>	<u>2,441</u>

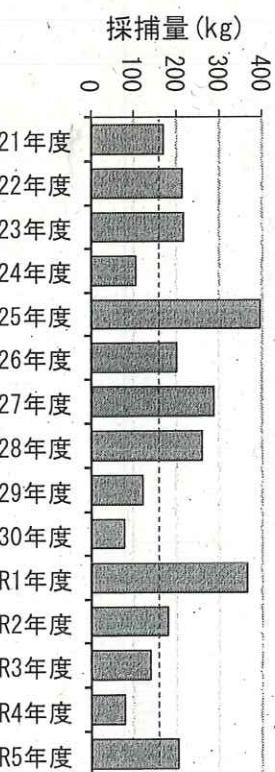
※44操業区域のうち、同一操業区域で複数許可があるのは1区域のみ、他43区域は単一許可

○採捕量、集荷量、販売量：

	採捕量 (kg)	集荷量 (kg)	販売量 (kg)
1月	58.952	52.452	46.073
2月	57.295	53.711	58.142
3月	89.125	86.052	87.881
合計	205.372	192.215	192.096
総採捕量 (kg)		205.4	
採捕量上限 (kg)		600.3	

※令和4年度は採捕量80kgで、過去2番目の不漁（過去最低：平成30年度78kg）
※令和5年度は過去5年平均より上（平均：169kg、図の点線）

うなぎ稚魚採捕量



○令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定

- 厳罰化が施行された令和5年12月以降も依然として違法採捕、非正規流通の通報が多数寄せられ検挙事案も発生

〈通報内容〉

- ・漁業従事者でない者の採捕
- ・集出荷する者が別の操業区域や別の許可を受けた者の漁業従事者から集荷
- ・漁期以外の採捕

うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

1 令和5年度の知事許可漁業への移行と令和6年度の方針

- 特定水産動植物の採捕の禁止
 - * 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）
→違反者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）
 - * 採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合
- 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行

2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給

- ・県から許可を受けようとする者＝漁協など
- ① 県の許可告示数115
(44地区)
・県は許可する者を決定
- ② 許可を受けようとする者

2 うなぎ稚魚漁業の許可の申請と発給

高 知 県

県の許可告示数115
(44地区)

・県は許可する者を決定

- ① 許可の申請
 - (申請条件を満たした者が申請)
 - ・県内に住所を有する個人又は法人
 - ・操業区域の漁業権者の同意
 - ・操業区域に隣接する内水面漁協の同意
- ② 許可の発給
 - (区域ごとの許可すべき数に応じて許可)
 - ・許可すべき数の上限を上回る申請がある場合(は「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定※更新が優先

3 うなぎ稚魚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売

- 県内外の養鰻業者
- 許可を受けた者は県内外の養鰻業者に販売

○販売量と販売先は県に報告

シラスウナギ
(販売)

立ち入り検査を実施
※正しく報告しているか

許可を受けようとする者

集出荷する者

採捕したシラスウナギを集荷

- 許可を受けた者が自ら行う場合
- 許可を受けた者が他者と代行契約を締結し、行う場合

⇒許可を受けた者が認めていない者
(場所)に持つていいことは不可

シラスウナギ
(集荷)

シラスウナギ
(採捕)

漁業従事者(2,441名)

実際にシラスウナギを採捕する人



- 漁業従事者を構えて漁業を営む
- (許可を受けた者が選任)

漁業従事者(2,441名)

寒際にシラスウナギを採捕する人

- 漁業従事者名簿
- 暴力団排除に関する誓約書

○高知県に提出

- * 漁業従事者名簿
- * 暴力団排除に関する誓約書

集出荷する者 シラスウナギを集荷

○集出荷する者を代行させることができる
(許可を受けた者が認めた場合)

シラスウナギ
(採捕)

漁業従事者(2,441名)



- 高知県に提出
- 集出荷体制に関する届出書
- * 集出荷者名簿
- * 暴力団排除に関する誓約書

実際にシラスウナギを採捕する人

主な変更点の詳細

(1) 漁業従事者数

前年度 → 令和6年度(変更)

2,477人 → 2,441人

○変更理由

- ・漁業従事者数が多く、より一層の適正な操業、漁業管理を行っていく必要あり



- ・前年度の漁業従事者数を上限とする

(2) 漁業従事者の割り当て

令和6年度(追加)

前年に許可を受けた者が改めて申請する場合に、前年の漁業従事者数を上限とし、漁業従事者数を優先して割り当てる

操業区域	地区	許可すべき漁業従事者数	操業区域	地区	許可すべき漁業従事者数		
操業区域1	野根	2	12	操業区域23	新居	2	27
操業区域2	室戸	2	2	操業区域24	宇佐	3	68
操業区域3	吉良川	2	5	操業区域25	深浦	2	4
操業区域4	奈半利	2	90	操業区域26	須崎1	2	32
操業区域5	田野	3	50	操業区域27	須崎2	2	25
操業区域6	安田	2	41	操業区域28	須崎3	2	51
操業区域7	安芸	5	58	操業区域29	久礼	2	6
操業区域8	赤野	2	12	操業区域30	佐賀	3	144
操業区域9	和食	2	7	操業区域31	上川口	4	41
操業区域10	手結	2	42	操業区域32	入野	5	31
操業区域11	岸本	2	20	操業区域33	田野浦	2	18
操業区域12	赤岡	3	120	操業区域34	下田	5	149
操業区域13	吉川	3	94	操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域14	久枝	2	32	操業区域36	小笠紫	3	50
操業区域15	香西	2	40	操業区域37	片島	2	36
操業区域16	浜改田	2	9	操業区域38	松田川	2	32
操業区域17	十市	2	12	操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域18	御置瀬	2	30	操業区域40	四万十川	6	475
操業区域19	浦戸1	2	83	操業区域41	高知市内水面	2	13
操業区域20	浦戸2	2	55	操業区域42	新川川	2	20
操業区域21	春野町甲殿	3	71	操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域22	春野町仁淀川	3	15	操業区域44	福良川	2	10
計			115	2441			

上限12人	申請者	割り当て
11	A	11 (前年度12)
5	B	1 (新規)

③ 漁業従事者証の廃止と標識の運用

令和6年度（変更、追加）

- ①漁業従事者証（県が発行）を廃止し、操業時は標識（許可を受けた者が発行）のみを着用するものとする
- ②標識の複写、貸与、譲渡を禁止
- ③標識には、「うなぎ稚魚漁業許可」、「許可受けた者の氏名」、「年度」、「漁業時期」、「操業区域」、「漁業従事者の氏名」、「従事者番号」を記載し、「従事者の写真」を付けること
- ④船舶を使用する場合の標識は旗にすること

○変更理由

- ①漁業従事者証を廃止しても、標識の着用のみで漁業従事者であることが識別可能であるため
※漁業従事者証の携帯規定の廃止について従事者からの要望多数

- ②標識が漁業従事者を唯一識別するためのものであるため
(標識の複写、貸与等は、偽造による密漁が横行する可能性があるため禁止)

- ③取締り時に標識で漁業従事者本人の確認を行うため
- ④取締機関が標識の確認を速やかにできるようにするために提出

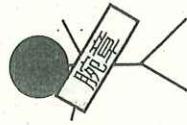
漁業従事者証の廃止

令和5年度：両方を必ず携帯

標識



or



漁業従事者証
の廃止



令和6年度：標識のみ必ず携帯

標識偽造の防止

【標識】

令和6年度うなぎ稚魚漁業許可
(許可を受けた者)

漁業時期 1月1日～3月31日

操業区域 39(仁淀川)
従事者番号 氏名

写 真

・実物の1部を県漁業管理課に提出

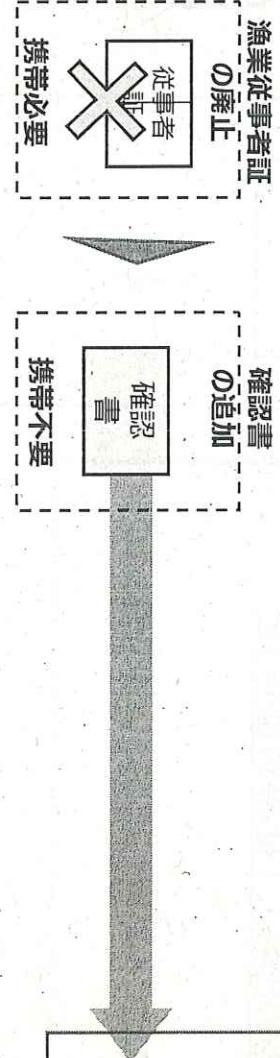
④ 確認書の追加

前年度 → 令和6年度（追加）

- ・漁業従事者証の廃止に伴う、確認書の追加

○変更理由

・漁業従事証の廃止に伴い、漁業従事者が自らの使用できる船舶、区域、漁業時期、条件などを確認する書類が無くなるため、これを確認するための書類を追加（※携帯の必要はない）



確認書の追加
漁業従事者が使用できる船舶、操業区域、
採捕の条件等を確認する書類

○確認書の作成ながれ

- ①確認書（様式）
- ②確認の署名
- ③原本を保管
- ④コピーを保管

○携帯しなくてもOK

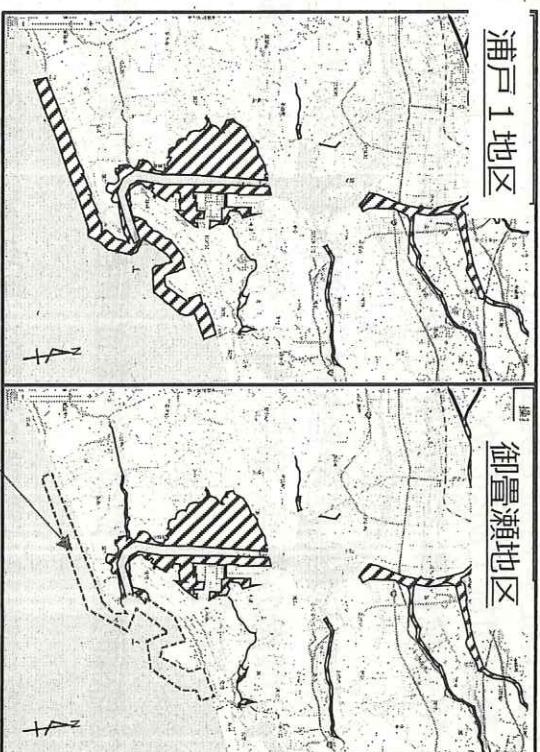
⑤ 操業区域の一部変更（御畠瀬地区）

前年度 → 令和6年度（変更）

- ・御畠瀬地区を浦戸1地区と同じ区域に変更

○変更理由

- ①浦戸湾の外海は、操業できる者とできない者が周辺区域で混在していることから、取締り上支障をきたしている。そのため、御畠瀬地区を浦戸1地区と同一区域に変更



浦戸湾の外海が区域として認められていない

⑥ 許可の優先順位の見直し

【内容】

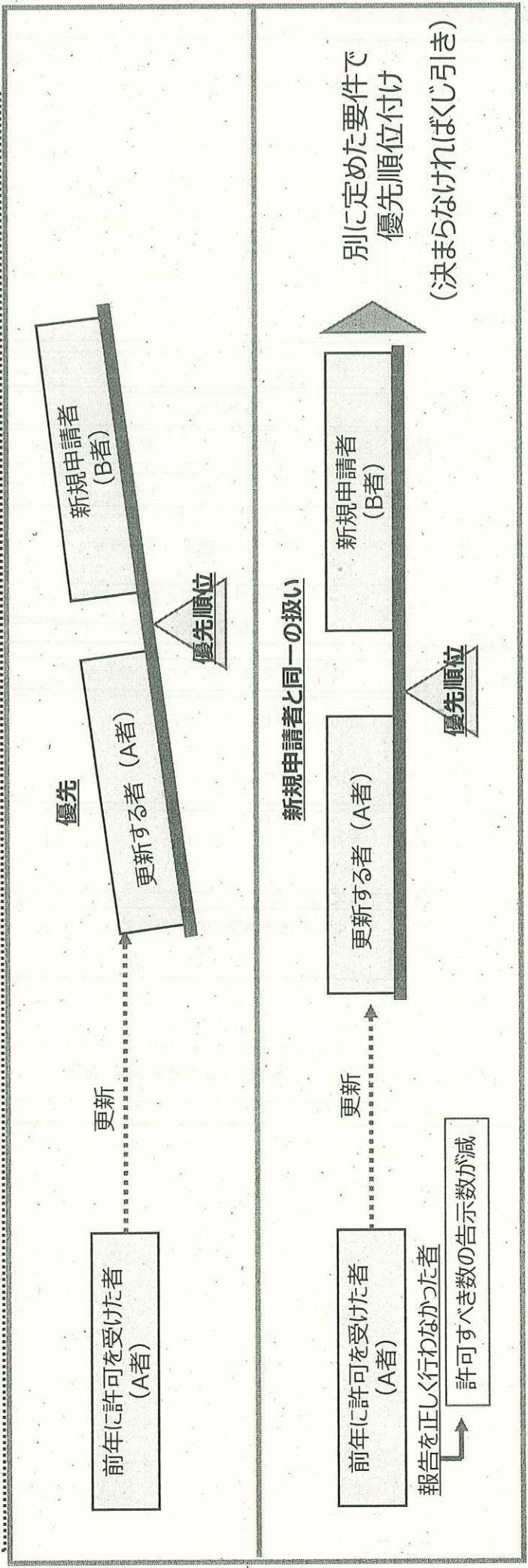
許可を受けるものを決定する者（申請者）が告示数の上限を超えて申請した場合、許可の基準により、申請者を優先順位付する

- ①前年に許可を受けた者が改めて申請したとき（更新する者）は、他の申請者に優先して許可を行う
- ②更新する者以外の申請者（新規申請者）は別に定めた要件で優先順位付け（決まらなければくじ引き）

前年度 → 令和6年度（変更）

- ・前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかつた者は、新規申請者と同一の扱いとする

※前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかつた者が許可を受けた区域は告示数を次年度1減らす規定あり



○変更理由

- ・前年に漁業法第176条第1項の規定に基づく報告（採捕量等）を正しく行わなかつた者が優先的に許可を受けることは、適切でないため、新規申請者と同一の扱いとする

うなぎ稚魚漁業スケジュール

年月	関係者	県
～R6.6		<p>許可の課題抽出</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度漁期中の要望整理 ・取締り機関と海面、内水面、養鰻（機構）等の関係者に要望の有無を聞き取り
R6.7	説明会 出席 8/9	<p>令和6年度許可見直しに係る意見交換会 (内水面・海面・養鰻・令和5年度許可名義人等との意見交換) (※R5：5月、8月)</p> <p>令和6年度許可方針（案）、許可の基準（案）を提示し、関係者に意見をもらう</p>
R6.8	8/19 8/20～9/8（20日）	<p>許可方針（案）、許可の基準（案）の作成</p> <p>内水面漁連組合長会での説明 (※R5：9/14)</p> <p>許可方針（案）、許可の基準（案）パブコメ (※R5：8/17～9/6)</p> <p>許可方針・許可基準・制限措置（案）の作成</p> <p>パブコメを踏まえて 許可方針（案）及び 許可の基準（案）を</p>
R6.9	9/19,20 10/8	<p>海区・内水面委員会に諮問 (※R5：内水面9/20、海区9/22)</p> <p>許可方針・許可の基準 策定 制限措置 告示</p> <p>告示 (申請期間の告示)</p>
R6.10	説明会 出席	<p>うなぎ稚魚漁業の許可申請に係る説明</p> <p>許可申請（10/7～11/7） (※R5：10/6～11/29)</p> <p>前年の許可を受けた者 新規申請予定の者を</p>
R6.11		<p>審査期間（11/8～12/1） (※R5：11/7～11/27)</p>
R6.12		<p>うなぎ稚魚漁業の許可証の交付（12/2） (※R5：12/4)</p>
R7.1		<p>令和6年度うなぎ稚魚漁業 開始</p>

資料1　追加資料

■ うなぎ稚魚漁業の許可方針及び許可の基準についての意見公募結果

- ・意見公募期間（令和6年8月20日から9月8日まで）
- ・提出された意見数 1名から1件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>【操業区域の見直しについて】</p> <p>漁業者の高齢化や他漁業の収入が減少している。うなぎ稚魚漁業の操業区域を拡大させ、シラスウナギの漁獲量を増やすことで、漁師の収入を増やしたい。</p>	<p>操業区域の変更にあっては、資源への影響及び漁業調整上の問題がないかなどを確認のうえ、検討が必要となります。うなぎ稚魚漁業は昨年度に許可漁業化したものですので、漁獲量を増やしたいという理由のみで、短期間で区域を変更することは適切とは言えず、今後、複数年間のうなぎ資源や漁業、取締りの状況などを踏まえて変更が必要であれば、操業区域の変更を含めて検討すべきものと考えております。</p> <p>なお、今回の許可方針の変更にあたっては、漁業取締りに支障がある区域を整理するため、一部操業区域を見直しています。</p>

6水管第1776号
令和6年9月10日

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

令和7年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕はこの状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、昨年12月1日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われるようになったこと、令和2年12月に施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が昨年12月からうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されたことなどを踏まえ、許可の運用状況について点検するとともに、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれましては、関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速させるとともに、令和7年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和 7 年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

(1) 流通の適正化について

令和 2 年 12 月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。）が成立し、令和 4 年 12 月 1 日に施行された。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として令和 4 年 4 月 26 日に「うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定されており、令和 7 年 12 月 1 日から適用されることとなっている。

採捕数量の未報告・過少報告の要因については、これまで密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくく規制をしていることが指摘されてきた。このため、漁業の許可（以下「知事許可」という。）への移行に当たっては、水産流通適正化法における規制（届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存）の運用も見据え、採捕・流通の実態を踏まえて、知事許可のもとで適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべき旨を指摘してきており、これを踏まえて多くの県において規制の見直しが行われているが、令和 6 年漁期のシラスウナギ採捕報告においても、池入量報告との間に引き続き 2.0 トンの乖離が見られている。

(2) 適正な運用を図るために講ずるべき措置について

令和 7 年漁期（令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日）の知事許可の運用においては、知事許可を得てシラスウナギを採捕する漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われていること、また、国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されていることから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はないことに留意しつつ、以下の項目について昨年漁期の運用の再点検を行い、制度の適正化や透明化が不十分な場合には改善を検討されたい。また、必要に応じて「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和 3 年 10 月 8 日付け 3 水管第 1707 号）

水産庁長官通知) (別紙3(参考)) も参考とすること。

- ① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量について、採捕者に対し定期的な報告が義務付けられているか。
- ② 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数となっているか。
- ③ 漁業取締りやシラスウナギの正確な採捕報告の担保のため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定している場合には、その指定先への出荷が遵守されているか。
- ④ 未報告及び過小報告の発生を防止するため、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合には、その設定価格が市場価格に鑑みて妥当であるか。また、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触していないか。
- ⑤ 採捕数量の上限を設定している場合には、その上限設定が都道府県内の養鰻業者への供給に限定することを目的とするものや、合理的根拠のないものになっていないか。

なお、シラスウナギを採捕する漁業を漁業権の内容とする場合や特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

(3) その他の留意事項について

(2) に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対しての取扱いが定まっていない場合は、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討されたい。なお、許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和6年12月1日から令和7年4月30までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川溯上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないが、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整することが重要である。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第26条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の

制限に加え、令和3年1月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなった。

のことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和7年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とは言えない。

平成30年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれでは、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

については、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第168条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

3水管第1707号
令和3年10月8日

都道府県知事殿

水産庁長官

シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について

令和2年12月1日の漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行により、同日漁業法(昭和24年法律第267号)が改正され、漁業法第132条第1項において、悪質な密漁の対象となるおそれが大きいとして漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第41条に基づき指定する特定水産動植物の採捕を原則として禁止することとされた。当該禁止規定の適用が除外される場合として、漁業法第132条第2項では、漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合等が規定された。この特定水産動植物には令和3年10月時点であわび、なまことともにうなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎ)が指定されており、うなぎの稚魚については令和5年12月1日から適用される。

のことから、ニホンウナギの稚魚(以下「シラスウナギ」という。)を採捕するためには、漁業の許可の対象とするなどの措置をとる必要がある。都道府県漁業調整規則の規制の適用を除外するためのシラスウナギの特別採捕許可については、自治体によっては、自自治体の養鰻業への供給を主な目的としていたものの、知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。)第26条第1項に基づく我が国のうなぎ養殖業における国内全体の池入れ数量を満たすシラスウナギを供給することを主な目的とすべきであることに留意されたい。

また、シラスウナギを特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。)第2条第1項における特定第一種水産動植物の対象とすべく手続を進めていること等を踏まえ、早急かつ的確に制度を構築する必要がある。

くわえて、漁業法では特定水産動植物採捕の罪等が創設されるなど大幅に罰則が強化されていることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

このため、シラスウナギを採捕する漁業について、知事許可漁業への移行を円滑に進め、適切な管理となるよう、制限措置、許可の条件等を含む規制の方法について、別紙のとおり留意事項を取りまとめたので、シラスウナギの採捕実態のある都道府県においては、当該内容を踏まえ、早急に関係者間の協議、紛争の防止や解決等を進め、適切な制度を構築されたい。

1. 許可を受ける者について

漁業の許可は、漁業を営む者に対して行うものであることから、都道府県知事は実際に採捕行為を行い漁業を営む個人又は法人に対して許可する必要がある。

また、許可を受ける者に漁業従事者がいる場合には、雇用契約を締結するなど許可を受ける者と漁業従事者の関係を明確にさせるとともに、許可の申請に際して許可の判断に関し必要と認める書類として都道府県知事は漁業従事者の一覧の提出を求め、変更の都度修正したものを届出させる等の方法で漁業従事者を把握し、許可を受ける者に適切に管理するよう指導する必要がある。

さらに、漁業協同組合や漁業協同組合連合会（以下「漁協等」という。）が許可を受ける場合には、当然、当該漁協等は、漁業を自営するための水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定に基づく必要な手続がなされている必要がある。また、漁業の許可を受けた漁協等の漁業従事者が漁業法に違反した場合には、同法第197条の規定により、漁業の許可を受けた漁協等自身も罰せられることとなり、漁協等が受けた許可等の適格性が喪失する可能性があることに留意する必要がある。

2. 制限措置について

制限措置については、これまででも都道府県担当者会議等において考え方を示しているところであるが、以下の点に留意されたい。

（1）都道府県知事は、知事許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をしようとするときは、制限措置を定め、その内容及び許可等を申請すべき期間を公示する必要がある（漁業法第58条において準用する同法第42条第1項）。

制限措置の事項としては、①漁業種類、②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数、③操業区域、④漁業時期等が考えられる。

制限措置を定めるに当たっては、知事許可漁業の許可を受けようとする者が申請の機会を逸することができないよう、公平かつ中立なものにする必要がある。

また、制限措置は、知事があらかじめ具体的に定めて公示するものであり、制限措置と異なる内容により知事許可漁業を営んだ場合は違反に問われるものであることから、例えば「漁業権者が同意した区域」といった、第三者により決定され変わりうるものとすることは適切ではないことに留意されたい。

（2）（1）のほか、制限措置を定めるに当たっての留意すべき事項を以下に示す。

ア 許可等をすべき船舶等又は漁業者の範囲が恣意的に限定されるような制限措置を定めないこと。

イ 許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数については、過去の採捕実績等を考慮し、適切に管理できる数とすること。

ウ 制限措置については、

（ア）船舶を使用して行う漁業とそれ以外の漁業

（イ）使用する漁具又は漁法

ごとに分けて定めること。

エ 採捕される河川等ごとに操業区域を定める場合には、特に適切に管理できる範囲を区域とすること。

3. 許可の条件について

都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可等に条件を付けることができる（漁業法第58条で準用する同法第44条）。条件を付ける場合には、以下の点に留意されたい。

- (1) 知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面振興法に基づくうなぎ養殖業への種苗供給を主な目的とすることから、都道府県内の養鰻業者に限定した供給や合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当ではないこと。
- (2) 採捕したシラスウナギの出荷先については、漁業取締りや水産流通適正化法の適用を念頭に必要な制限を付すことは差し支えないこと。ただし、その販売先を制限することは、漁業法上の許可の条件とは別に条例等の根拠を求めることが適当であること。
- (3) 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために、水産庁が都道府県にシラスウナギの採捕停止を要請した場合に備え、措置を講じられるようにあらかじめ公益上必要な場合に採捕の停止を通知することがあり得る旨の条件を付すこと。
- (4) 許可を受ける者の漁業従事者の管理能力に応じて漁業従事者の数を制限することは差し支えないこと。
- (5) 漁業取締りの観点から、
 - ・許可を受けた者及び漁業従事者名簿の届出
 - ・許可を受けた者及び漁業従事者を確認できる写真付き証明書の発行
 - ・現場で確認できる腕章やワッペン、帽子等の着用
 - ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
 - ・漁業従事者証を発行する場合には、紛失時の届出や漁業従事者でなくなった場合の回収等の遵守事項を規定することは差し支えないこと。
- (6) 使用する漁具や光力の制限等を設けることは差し支えないこと。

4. 資源管理の状況等の報告の提出について

資源管理の状況等の報告については、各都道府県の漁業調整規則に基づき報告されるよう許可を受けた者を指導されたい。報告内容に疑義がある、報告期限が遵守されないなどの場合には、漁業法第176条第1項及び第2項に基づく報告徴収等を行うことを検討されたい。

資料 2

第22期第31回高知海区漁業調整委員会

第2号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置の変更について

6 高漁管第 493 号

高知海区漁業調整委員会 様

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮詢します。

令和6年9月9日

高知県知事 濱田 省司

告 示 (案)

高知県告示第 号の 2

令和 5 年 10 月 高知県告示第 656 号（高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

3 を次のように改める。

3 許可を申請すべき期間

令和 6 年 10 月 7 日から同年 11 月 7 日まで

4 中

「(18) 操業区域 18

を

「(18) 操業区域 18

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流 17 番地 共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎 共同漁業権境界
基点

基点丙 高知市えびす瀬

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位 167 度線の線及び乙から磁針方位
170 度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大
高潮時の海岸線から沖合 300 メートルの線に至る区
域。ただし、丙から真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ
直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線及び高
知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋
立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、
港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 11 条に規定する
航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部
を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野
町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の
区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点
から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区
域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高
知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

（19）操業区域19

に、「港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）」を「航路」に、「（19）操業区域19」を「（20）操業区域20」に改め、

（20）操業区域20

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす崎

次に掲げる区域

ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

イ 高知市浦戸えびす崎から真方位334度34分の線以東の外海のうち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

及び「。ただし、四万十川の四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標とを結んだ線から上流の区域を除く。」を削る。

うなぎ稚魚漁業の制限措置 新旧対照表

新	日																								
<p>高知県告示第656号 漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。</p> <p>令和5年10月6日</p> <p>高知県知事 滨田 省司</p> <p>1 許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置</p>	<p>高知県告示第656号 漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。</p> <p>令和5年10月6日</p> <p>高知県知事 滨田 省司</p> <p>1 許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業類</th> <th>操業区域</th> <th>漁業時期</th> <th>推進機関の馬力数</th> <th>船舶の総トン数</th> <th>漁業者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火利うぎ魚く網業</td> <td>操業区域1～44</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁業を営む者の資格 県内に住所を有する個人又は法人であつて、漁業権区域で操業する場合は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの</p> <p>3 許可を申請すべき期間 令和6年10月7日から同年11月7日まで</p>	漁業類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	火利うぎ魚く網業	操業区域1～44	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業類</th> <th>操業区域</th> <th>漁業時期</th> <th>推進機関の馬力数</th> <th>船舶の総トン数</th> <th>漁業者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火利うぎ魚く網業</td> <td>操業区域1～44</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁業を営む者の資格 県内に住所を有する個人又は法人であつて、漁業権区域で操業する場合は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの</p> <p>3 許可を申請すべき期間 令和5年10月6日から同年11月6日まで</p>	漁業類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	火利うぎ魚く網業	操業区域1～44	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
漁業類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数																				
火利うぎ魚く網業	操業区域1～44	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																				
漁業類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数																				
火利うぎ魚く網業	操業区域1～44	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																				

		新	
4 操業区域	(1) 操業区域 1 ~ (17) 操業区域17 [略]	4 操業区域	(1) 操業区域 1 ~ (17) 操業区域17 [略]
(18) 操業区域18 (20) 操業区域20から移動	点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬 次に掲げる区域 ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。 イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。	(1) 操業区域 1 ~ (17) 操業区域17 [略]	(1) 操業区域 1 ~ (17) 操業区域17 [略]
	[削除]		
5	ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。 エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域 オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域 カ 国分川支流舟入川の高知市の区域 キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域 ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域 ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域 コ 高知市港橋（接橋通五丁目）から上流の河川の区域	点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬 次に掲げる区域 ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。	
(19) 操業区域19 (18) 操業区域18から移動	点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬 次に掲げる区域 ア 甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。	(18) 操業区域18	(18) 操業区域18

<p>イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。</p>	<p>ウ 新川川の高知市桿ケ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>ギ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市春野町の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市竹島川の区域</p> <p>コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域</p>	<p>(19) 操業区域19 点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬</p>	<p>ア 甲から磁針方位167度線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。</p> <p>イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。</p> <p>ウ 新川川の高知市桿ケ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市春野町の区域</p> <p>ギ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市竹島川の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市竹島川の区域</p> <p>コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域</p>	<p>(20) 操業区域20 点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬</p>
<p>イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。</p> <p>ウ 新川川の高知市桿ケ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市の区域</p> <p>ギ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市春野町の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市竹島川の区域</p> <p>コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域</p>	<p>(21) 操業区域21 点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬</p>	<p>ア 甲から磁針方位167度線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。</p> <p>イ 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸5メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。</p> <p>ウ 新川川の高知市桿ケ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。</p> <p>エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域</p> <p>オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域</p> <p>カ 国分川支流舟入川の高知市春野町の区域</p> <p>ギ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市竹島川の区域</p> <p>ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市竹島川の区域</p> <p>コ 高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域</p>	<p>(22) 操業区域22 点の位置 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬</p>	

新	日	
基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点 基点丙 高知市えびす瀬 次に掲げる区域 〔追加〕		
ア 丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。		
イ 高知市浦戸えびす瀬から真方位334度34分の線以東の外海のうち高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域 ウ 新川川の高知市桿ケ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。 エ 国分川本流の高知市日青柳橋から上流の高知市の区域 オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域 カ 国分川支流舟入川の高知市の区域 コ 下田川の高知市日五台山橋から上流の高知市の区域 竹島川の高知市孕橋（浅橋通五丁目）から上流の区域 （21）操業区域21～（33）操業区域33 [略]		
（21）操業区域21～（33）操業区域33 [略] （34）操業区域34 下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1, 059号の漁場区域。 （35）操業区域35～（44）操業区域44 [略]		
		告 示 ①高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚 漁業の許可等の制限措置 (漁業管理課)

告 示

②高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚
漁業の許可等の制限措置
(漁業管理課)

告 示

③高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚
漁業の許可等の制限措置
(漁業管理課)

資料 3

第22期第31回高知海区漁業調整委員会

第3号議案

うなぎ稚魚漁業の許可の基準の変更について

6 高漁管第 493 号

高知海区漁業調整委員会 様

高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 11 条第 5 項の規定により、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を変更したいので諮詢します。

令和 6 年 9 月 9 日

高知県知事 濱田 省司

うなぎ稚魚漁業の許可の基準

(趣旨)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。

(許可をしない場合)

第3条 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配すること。
- (5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。

ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶

イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶

(許可の基準)

第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

(優先順位)

第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けてい

た者（漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかつた者を除く。次項において同じ。）が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。

2 前年に当該漁業の許可を受けていた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。

- (1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者
- (2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者
- (3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者

附 則

この基準は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

別表

優先順位	(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者	(3) 当該漁業の経営又は従事の経験がある者	備考
1	○	○	○	—
2	○	○	×	—
3	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号についての適格性の基準に定める漁業に関する法令及び労働に関する法令の違反に係る累積の合計点数の低い者を優先することとする。
4	×	○	○	—
5	○	×	×	上記注1と同様
6	×	○	×	—
7	×	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	上記注1と同様

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

うなぎ稚魚漁業の許可の基準 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下）のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業に適用する。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の許可について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、当該漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業に適用する。</p> <p>(許可をしない場合)</p> <p>第3条 規則第9条第1項の「適格性を有するものでない場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとする。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）に規定する使用者のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 使用する船舶等が次に掲げる船舶に該当するものであること。</p> <p>ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けない船舶</p> <p>イ 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 規則第11条第7項に記載する許可をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合の許可をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許可の基準</p>

<p>新</p> <p>可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した者は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けた者（漁業法第176条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚漁業の報告を正しく行わなかつた者を除く。次項において同じ。）が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。</p> <p>2 前年に当該漁業の許可を受けた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。</p> <p>(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者</p> <p>(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けっていない者</p> <p>(3) 当該漁業の経営又は從事の経験がある者</p> <p>附 則 この基準は、令和5年9月27日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和6年 月 日から施行する。</p>	<p>旧</p> <p>可を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定の例により、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条 知事は、規則の規定による申請をした者のうち前年に当該漁業の許可を受けた者が改めて申請したときは、他の申請者に優先して許可を行うものとする。</p> <p>2 前年に当該漁業の許可を受けた者以外の申請者についての優先順位を付与するための要件は、次に掲げるとおりとし、別表に定める優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。なお、第2号及び第3号については、当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の未日を基準日とする。</p> <p>(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合（許可区域において漁業権を有する漁業協同組合、許可を受けようとする者や漁業従事者が所属する漁業協同組合等）から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者</p> <p>(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者</p> <p>(3) 当該漁業の経営又は從事の経験がある者</p> <p>附 則 この基準は、令和5年9月27日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和6年 月 日から施行する。</p>
---	--

別表

別表

優先順位	(1) 地域漁業維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適切であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けている者			(3) 当該漁業又は從事の経験がある者			備考
		(1) 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適切であると知事が認めた者	(2) 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けている者	(3) 当該漁業又は從事の経験がある者				
1	○	○	○	—	○	○	○	—
2	○	○	○	—	○	○	×	—
3	○	×	○	○	○	×	○	注1 同一の順位者が複数人いる場合は、規則第10条第1項第1号に適合する性の基準業令及する労働令の累積の低い者を優先することとする。
4	×	○	○	—	—	○	○	—
5	○	×	×	×	上記注1と同様	○	×	上記注1と同様
6	×	○	×	×	—	○	×	—
7	×	×	○	○	上記注1と同様	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	×	上記注1と同様	×	×	上記注1と同様

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

※(1)から(3)までの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

資料 4

第22期第31回高知海区漁業調整委員会

報告事項（1）

令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

1 概要

- くろまぐろの漁獲可能量を（1）と（2）の理由で変更

（1）高知県資源管理方針に基づく漁獲可能量の変更

第1四半期から第2四半期への超過分の差し引き、未利用分の繰り越しによる変更

単位（トン）

		小型魚		大型魚	
		漁船漁業 養殖用種苗以外	定置漁業	漁船漁業	定置漁業
第1四半期	漁獲可能量 (a)	6.312	16.419	1.138	7.416
	漁獲量 (b)	2.132	3.239	1.138	7.762
	未利用量又は超過量(c) (a-b)	4.180	13.180	0.0	▲0.346
	未利用分に係る繰越数量(d) (c*0.9)	3.762 ※1	11.862 ※1	0.0	0.0
第2四半期	漁獲可能量（変更前）(f)	0.121	2.639	0.0	1.481
	漁獲可能量（変更後） (d+f)	3.883	14.501	0.0	3.088 ※2

※1 未利用分のうち残り1割は留保

※2 知事管理漁獲可能量を超過したため、採捕停止命令を発令し、第2四半期の漁獲可能量を実績値に変更

（2）高知県内融通取扱要領に基づく融通

小型魚の漁船漁業（養殖用種苗）について、今年度の採捕終了が確認されたため採捕停止命令を発令し、小型魚の漁船漁業（養殖用種苗）の未利用量（3.508トン）を、小型魚の漁船漁業（養殖用種苗以外）に譲渡

単位（トン）

	小型魚（漁船漁業）	
	養殖用種苗	養殖用種苗以外
漁獲可能量（変更前）(a)	7.225	3.883
漁獲量(b)	3.717	
未利用量(c) (a-b)	3.508	
漁獲可能量（変更後）	3.717 ※1	7.391 ※2

※1 実績値

※2 3.883（養殖用種苗以外の漁獲可能量（変更前））+ 3.508（養殖用種苗の未利用量）

令和6管理年度 くろまぐろ小型魚 (30kg未満)

漁船漁業 (養殖用種苗以外)

(単位:トン)

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計
a 追加配分後の告示数量 (漁獲可能量)	6.312	0.121	22.061	12.340	40.834
b 塗内融取扱要領に基づく融通					0.000
c 漁獲量	2.132				2.132
a+b-c (未利用量 or ▲超過分)	4.180				4.180
未利用分に係る繰り越し数量 (未利用分*0.9)	3.762				3.762
未利用分に係る留保量 (未利用分*0.1)	0.418				0.418
1~3月への四半期留保の補填数量		0.121+3.762			
漁獲量修正による増減					
変更告示案 (第1→第2)	2.132	3.883	22.061	12.758	40.834
変更告示案 (養殖用種苗→養殖用種苗以外)	2.132	7.391	22.061	12.758	44.342
	3.883+3.508	9/6~深捕停止。			

漁船漁業 (養殖用種苗)

(単位:トン)

	4~6月	7~9月	合計
a 追加配分後の告示数量 (漁獲可能量)	7.225		7.2
b 漁獲量	3.717		3.717
a-b (未利用量 or ▲超過分)	3.508		3.508
変更告示案	3.717		3.717
	7.225-3.717		

定置漁業

(単位:トン)

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計
a 追加配分後の告示数量 (漁獲可能量)	16.419	2.639	15.485	6.698	41.241
b 塗内融取扱要領に基づく融通					0.000
c 漁獲量	3.239				3.239
a+b-c (未利用量 or ▲超過分)	13.180				13.180
未利用分に係る繰り越し数量 (未利用分*0.9)	11.862				11.862
未利用分に係る留保量 (未利用分*0.1)	1.318				1.318
1~3月への四半期留保の補填数量					
漁獲量修正による増減					
変更告示案 (第1→第2)	3.239	14.501	15.485	8.016	41.241

高知県資源管理方針

1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。

令和6管理年度 くろまぐろ大型魚 (30kg以上)

漁船漁業 (定置)漁業を除く)

4/4～12/31採捕停止。

告示数量は少數点第3位まで
表示しています。(四捨五入)

(単位:トン)

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
a 追加配分後の告示数量 (漁獲可能量)	1.138	0.000	0.000	1.719	2.857
b 県内融通取扱要領に基づく融通					0.000
c 漁獲量	1.138				1.138
a+b-c (未利用量 or ▲超過分)	0.000				0.000
未利用分に係る繰り越し数量 (未利用分*0.9)	0.000				0.000
未利用分に係る留保量 (未利用分)*0.1)	0.000				0.000
1～3月への四半期留保の補填数量					0.000
漁獲量修正による増減					0.000
変更告示案 (第1→第2)	1.138	0.000	0.000	1.719	2.857

7/9～9/30 採捕停止。

(単位:トン)

	4～6月.	7～9月	10～12月	1～3月	合計
a 追加配分後の告示数量 (漁獲可能量)	7.416	1.481	2.861	1.485	13.243
b 県内融通取扱要領に基づく融通		0.000			0.000
c 漁獲量	7.762	3.088			10.850
a+b-c (未利用量 or ▲超過分)	▲ 0.346	▲ 1.953		▲ 2.299	
未利用分に係る繰り越し数量 (未利用分*0.9)		1,481-(0.346+3.088)			0.00
未利用分に係る留保量 (未利用分*0.1)					0.00
1～3月への四半期留保の補填数量					0.00
繰り越しの際に生じる留保の補填数量					0.00
漁獲量修正による増減					0.00
変更告示案 (第1→第2)	7.762	3.088	0.908	1.485	13.243

通常であれば、1.481-0.35=1.1131として
告示するが、現時点で採捕数量が確定してい
るため、実績数量を告示。

2.861-1.953

高知県資源管理方針 一部抜粋

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領 一部抜粋

2 知事管理区分間での融通の取扱いについて

(1) 融通を行う知事管理区分

③高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）（7月から9月まで）及び高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗）（4月から9月まで）間

(2) 方法

③管理年度において、養殖用種苗の採捕の終了が確認された時点又は9月末時点の い
ずれか早い時点で、高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗）（4月から9月
まで）の漁獲可能量の残数量を高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）
(7月から9月まで)に全て譲渡する。

(3) 手続き

(2) の方法により、知事管理漁獲可能量を変更した場合については、手続きの迅速化を図るため、あらかじめ高知海区漁業調整委員会からの了承を得たうえで、同委員会への事後報告により対応することとする。

資料 5

第22期第31回高知海区漁業調整委員会

報告事項（2）

「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会」の結果について

令和6年7月
水産庁

「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・
IATTC（全米熱帶まぐろ類委員会）の合同作業部会」
及び「WCPFC北小委員会」の結果について

1 日時・場所

(1) 日程

7月10～14日 WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会

7月15～16日 WCPFC 北小委員会

(2) 場所

釧路市

2 出席国・地域・国際機関

日本、米国、カナダ、韓国、台湾、NZ、フィジー、バヌアツ、
ミクロネシア、マーシャル諸島、ツバル、豪州、メキシコ※1、
EU※1、フィリピン※2、中国※2

(他、関係する国際機関、NGO等が出席。)

※1 WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会のみ出席

※2 WCPFC 北小委員会のみ出席

3 我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官(我が国代表)、宮原農林水産省顧問(合同作業部会共同議長)、太田農林水産省顧問(漁獲証明制度技術会合議長)ほか、
水産庁、外務省、経産省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界
関係者。

4 結果概要

(1) 太平洋クロマグロの保存管理措置

小型魚10%、大型魚50%の増枠を基本とする措置に合意。

【WCPFC（中西部太平洋）】

WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会での議論を経て、WCPFC 北小委員会が、2025年以降の措置として、以下の増枠等を勧告(措置は2026年に見直すことを明記)。

① 漁獲上限

小型魚

日本 : 4,007 トン ⇒ 4,407 トン (10%、400 トン増枠)

韓国 : 718 トン ⇒ 718 トン (増枠なし)

(計 : 4,725 トン ⇒ 5,125 トン (400 トン増枠))

[※ 1 0 歳魚 (2kg 未満) の漁獲が増えないよう努める。]

大型魚

日本 : 5,614 トン ⇒ 8,421 トン (50%、2,807 トン増枠)

韓国 : 30 トン ⇒ 501 トン (※2 471 トン増枠)

台灣 : 1,965 トン ⇒ 2,947 トン (50%、982 トン増枠)

(計 : 7,609 トン ⇒ 11,869 トン (4,260 トン増枠))

〔※2 韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、300 トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。〕

〔※3 上記のほか、NZ、豪州は、それぞれ 200 トン、40 トンまで漁獲可能。〕

② 当初の漁獲枠の 17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）に合意。

③ 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を 1.47 倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国 40%、日本等 30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）に合意。